

# 能美市地域防災計画

## 資料編

沿革	平成 18 年 3 月 23 日	作成
	平成 25 年 1 月 23 日	修正
	平成 27 年 3 月 25 日	修正
	平成 31 年 3 月 26 日	修正
	令和 3 年 2 月 26 日	修正
	令和 6 年 4 月 12 日	修正
	令和 7 年 4 月 1 日	修正
	令和年月日	修正

能美市防災会議



# も く じ

<b>第1部 防災組織に関する資料</b> .....	<b>1</b>
1. 能美市防災会議条例.....	1
2. 能美市災害対策本部条例.....	2
3. 能美市災害対策本部運営要綱.....	3
4. 災害対策本部組織体系図.....	4
5. 連絡体制図.....	5
(1) 勤務時間内の連絡.....	5
(2) 勤務時間外の連絡.....	5
6. 初動時における各部署の業務.....	6
(1) 災害対策本部事務局の業務.....	6
(2) 各部の事務分担.....	8
7. 関係機関連絡先一覧表.....	11
<b>第2部 気象・地震観測体制に関する資料</b> .....	<b>12</b>
1. 気象に関する注意・警報等の種類並びに発表の基準.....	12
<b>第3部 防災上注意すべき自然的条件及び危険区域に関する資料</b> .....	<b>13</b>
1. 土砂災害（特別）警戒区域.....	13
(1) 土石流.....	15
(2) 急傾斜地の崩壊.....	16
(3) 地すべり.....	18
2. 急傾斜地崩壊危険区域（法指定地）.....	19
3. 山腹崩壊危険地域（民有林）.....	20
4. 崩壊土砂流出危険地域.....	21
5. 雪崩危険箇所.....	22
6. 重要水防箇所.....	23
(1) 河川（直轄管理区間）.....	23
(2) 河川（県管理区間）.....	23
7. 水防上重要な水門等.....	24
(1) 河川（県管理区間）.....	24
(2) 河川（その他区間）.....	24
8. 注意、観察を要するため池.....	25
9. 重要水防箇所の危険度判断基準.....	26
(1) 河川（国土交通省管理区間） （出典：石川県土木部河川課 令和6年度水防計画）	26
(2) 河川（県管理区間） （出典：石川県土木部河川課 令和6年度水防計画）	28
(3) 海岸 （出典：石川県土木部河川課 令和6年度水防計画）	29
10. 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等一覧.....	30
11. 浸水想定区域内の要配慮者利用施設等一覧.....	31
<b>第4部 防災上必要な施設及び設備等に関する資料</b> .....	<b>34</b>
1. 避難施設.....	34
2. 指定緊急避難場所.....	36
3. 津波避難ビル.....	39

4. 津波避難タワー.....	39
5. 津波避難場所.....	39
6. 医療機関一覧.....	40
7. 消防車両及び資機材の現況.....	41
(1) 主な消防車両等.....	41
(2) 公設防火水槽.....	41
8. 緊急輸送道路ネットワーク.....	42
9. 都市計画道路及び主要幹線道路.....	43
(1) 都市計画道路.....	(出典：まち整備課資料 令和6年4月1日現在) 43
(2) 主要幹線道路.....	(出典：市土木課道路台帳 令和6年4月1日現在) 44
10. ヘリコプター関係.....	45
(1) 指定ヘリポート.....	45
(2) ヘリポート適地一覧表.....	45
(3) 空中偵察中の自衛隊航空機との連絡.....	46
(4) ヘリコプター発着場の設定.....	47

## 第5部 情報伝達方法及び通信施設に関する資料..... 49

1. 石川県防災行政無線（衛星系）一覧.....	49
2. 衛星携帯電話一覧.....	49
3. 能美市防災行政無線移動系無線一覧.....	50
4. 石川県防災行政無線（衛星系）電話番号一覧.....	52
5. 能美市防災行政無線（同報系）設置場所.....	53
6. 河川等監視カメラ.....	56

## 第6部 防災に関する応援協定等..... 57

1. 市町関係協定.....	57
2. 災害復旧・調査協定.....	57
3. 放送協定.....	58
4. 救急救護協定.....	58
5. 物資供給・輸送等協定.....	58
6. 指定福祉避難所・福祉避難所協定.....	59
7. 消防関係協定.....	59
8. その他の協定.....	60
9. 主要な相互応援協定書.....	61
(1) 南加賀3市1町災害時相互応援協定.....	61
(2) 石川県内市災害時相互応援協定.....	63
(3) 石川県消防防災ヘリコプター支援協定.....	65
(4) 能美市、知立市災害時相互応援協定.....	67
(5) 能美市、越前市災害時相互応援協定.....	69
(6) 在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会における大規模災害等の相互応援に関する協定.....	71
(7) 小松市・能美市消防相互応援協定.....	74
(8) 能美市・川北町消防相互応援協定書.....	76
(9) 能美市・白山野々市広域事務組合消防相互応援協定.....	78

## 第7部 各種様式、その他..... 80

1. 被害状況等の判定基準.....	80
2. 被害状況の報告.....	83
3. 石川県指定被害報告速報様式.....	84

4. 石川県指定災害中間・確定報告書式.....	90
5. 奉仕実施者名簿.....	92
6. 公用令書形式.....	93
7. 労務者雇い上げ名簿.....	94
8. 収容者名簿.....	95
9. 収容者数日計表.....	96
10. 救援物資受払簿.....	97
11. 救援実施記録日計表.....	98
12. 被災者救出用機械器具等の燃料受払簿.....	99
13. 水防実施状況報告書形式.....	100
14. 水防顛末報告書様式.....	101
(1)天候の状況.....	101
(2)洪水の増減.....	101
15. 輸送記録簿.....	102
16. 輸送用燃料受払簿.....	103
17. 炊出し実施記録簿.....	104
18. 食料配給物品受領簿.....	105
19. 給水実施記録簿.....	106
20. 医療・助産台帳.....	107
21. 臨時予防接種実施記録簿.....	108
22. 防疫活動状況報告書.....	109
23. 伝染病等患者台帳.....	110
24. 遺体処理台帳.....	111
25. 埋葬者名簿.....	112
26. 障害物除去台帳.....	113
27. 応急仮設住宅台帳.....	114
28. 応急仮設住宅入居者名簿.....	115
29. 住宅修理記録簿.....	116
30. 学用品給与台帳.....	117
31. 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準.....	118



## 第1部 防災組織に関する資料

### 1. 能美市防災会議条例

平成17年2月1日  
条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、能美市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 能美市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務を執行すること。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 石川県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (3) 石川県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、25人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、石川県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験を有する者の中から、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

附 則（平成24年12月21日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月23日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年12月19日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 2. 能美市災害対策本部条例

平成 17 年 2 月 1 日  
条例第 13 号

### (趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 8 項の規定に基づき、能美市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

### (部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

### (現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

### (委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

### 附 則

この条例は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

### 附 則 (平成 24 年 12 月 21 日条例第 36 号)

この条例は、公布の日から施行する。

### 3. 能美市災害対策本部運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、能美市災害対策本部条例（平成17年能美市条例第13号）に基づき、能美市災害対策本部（以下、「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定め、災害対策の円滑で適切な実施を図るものとする。

(本部の組織及び事務分掌)

第2条 本部に本部長、副本部長及び部長を置く。

- 2 本部長は、必要と認めるときは本部に部を置く。
- 3 本部各部の組織及び事務分掌は別に定める。
- 4 各部長は、部の事務分掌を処理するためあらかじめ担当者を定めるとともに、必要書類を備えるなど部の体制を整備して置かなければならない。
- 5 本部長、副本部長、部長その他の本部員が災害対策活動に従事する場合は、法令等において特別の定めがある場合を除くほか、別に定める腕章をつけるものとする。

(本部の設置場所及び本部連絡員)

第3条 本部の設置場所は原則として能美市役所とする。ただし、能美市役所が被災した場合は、本部長の指定する場所に置くものとする。

- 2 本部の設置場所には「能美市災害対策本部」の表示をするものとする。
- 3 本部に本部連絡員を置くものとする。

(支部の組織及び事務分掌)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、根上社会福祉センター、寺井地区公民館にそれぞれ支部を置く。

- 2 支部に支部長、副支部長を置く。
- 3 支部の組織及び事務分掌は別に定める。

(本部及び支部の開設及び閉鎖)

第5条 本部及び支部は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、本部長が必要と認めたとときに開設するものとする。

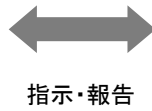
- 2 本部及び支部は、災害の危険性が解消し、又は災害応急対策が概ね終了したものと本部長が認めたとときに閉鎖するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

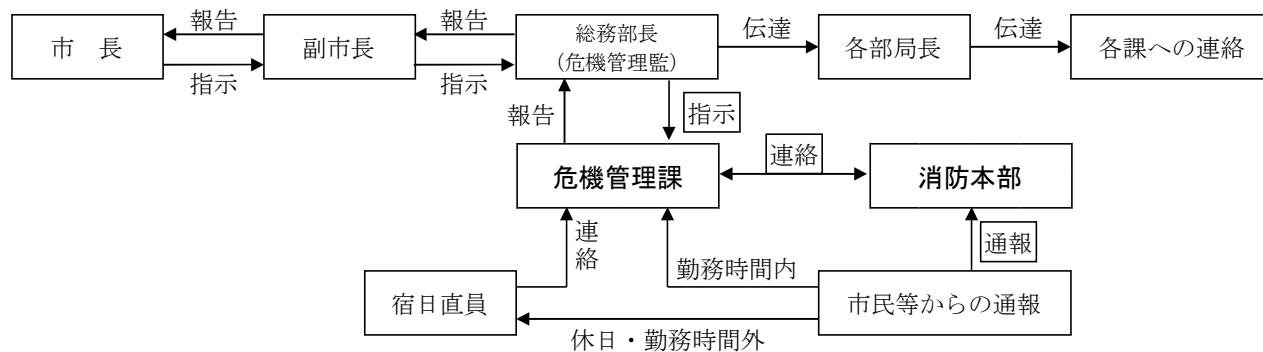
4. 災害対策本部組織体系図

災 害 対 策 本 部	
本部長	市長
副本部長	副市長 教育長
本部統括	総務対策部長 兼 危機管理監 (総務部長)
本部員	消防本部消防長 (消防本部消防長)  広報対策部長 (市長室長)  通信・交通対策部長 (企画振興部長)  市民対策部長 (市民生活部長)  健康福祉対策部長 (健康福祉部長)  土木対策部長 (土木部長)  産業対策部長 (産業交流部長)  教育対策部長 (教育管理局長)  議会対策部長 (議会事務局長)  市立病院管理部長  新病院建設準備室長       ※その他本部長の指名する者 (警察・消防団等)
事務局	危機管理課長 危機管理課  本部連絡員 (各対策部) 本部事務局員 (各行動班)



対策部名	行動班 (班長)	班 構 成
総務 対策部	総務班 (総務課長)	総務課
	物資班 (財政課長)	財政課 管財課 会計課 監査委員事務局
広報 対策部	広報班 (広報広聴課長)	秘書課 広報広聴課
通信・交通 対策部	通信環境班 (デジタル推進課長) <small>広報班の支援</small>	デジタル推進課
	公共交通班 (企画地域振興課長) <small>広報班の支援</small>	企画地域振興課
市民 対策部	生活環境班 (生活環境課長) <small>教育施設班の支援</small>	生活環境課 美化センター 市民サービス課
	罹災証明班 (税務債権課長) <small>物資班・総務班の支援</small>	税務債権課
健康福祉 対策部	福祉班 (福祉課長) <small>要配慮者班の支援</small>	福祉課
	児童班 (子育て支援課長)	子育て支援課
	要配慮者班 (いきいき共生課長)	いきいき共生課 保険年金課
	医療救護班 (健康推進課長) <small>要配慮者班の支援</small>	健康推進課
土木 対策部	土木・建築班 (土木課長)	土木課 まち整備課
	上下水道班 (上下水道課長) <small>土木班の支援</small>	上下水道課
産業 対策部	産業班 (農林課長)	農林課 商工課 観光交流課
教育 対策部	教育施設班 (教育総務課長)	教育総務課 学校支援課 まなび文化スポーツ課 ふるさと文化財課
議会 対策部	議会調整班 (議事調査課長)	議事調査課
市立病院	市立病院災害対策本部体制 <small>健康福祉対策部連携</small>	
消防本部	消防非常災害警備本部体制	

## 5. 連絡体制図



### (1) 勤務時間内の連絡

庁内放送及び電子メールにて連絡する。

### (2) 勤務時間外の連絡

連絡体系図に従い、課長までは電話、携帯電話、携帯メールで連絡し、班員までは課長から担当職員に電話、携帯電話、携帯メールで連絡する。

## 6. 初動時における各部署の業務

## (1) 災害対策本部事務局の業務

分類	業務内容		
本部体制の確立	1. 発動権限者及び権限委任者（市長、副市長、教育長、総務部長）の安否確認と連絡手段確保 2. 参集職員の確認 3. 本部スペース、必要品の確保及び通信環境等の使用可否確認 （庁舎、執務室、電気、水道、電話、FAX、無線設備、県防災システム、関係機関連絡先一覧 等）		
被害状況 応急対応状況 の把握  情報収集 整理 分析	1. 被災情報等の収集		
	【各種情報の分類】		
	①人的被害情報	死者、重軽傷者、生き埋め、行方不明	危機管理課
	②救護情報	病院の被害、病院収容状況、救護所、従事医師、必要医薬品	医療救護班
	③消防・警察情報	火災、救急、救助活動、搬送ルート、治安	消防本部 危機管理課
	④気象情報	震度、気象情報	危機管理課
	⑤建物情報	倒壊（全壊・半壊）、危険物、危険施設	土木・建築班
	⑥土木情報	道路損傷、交通障害、規制、迂回（うかい）路、電柱、河川	土木・建築班
	⑦農林情報	斜面・崖の崩落、農地	産業班
	⑧ライフライン情報	停電・断水、交通機関、通信環境仮設応急措置	土木・建築班 上下水道班 通信環境班
	⑨避難所情報	避難者数、仮設電源、避難行動要支援者	教育施設班 要配慮者班
	⑩物資情報	仮設トイレ、簡易トイレ調達 救援物資受入れ 調達方法、輸送ルート確認	物資班
⑪職員情報	出務職員、被災職員	総務班	
⑫その他	公共施設	各班	

分類	業務内容
本部会議の運営	1. 本部長意思決定の判断材料の提供（本部会議資料の調整） 2. 本部会議の進行
防災関係機関等との連絡調整及び要請	1. 自衛隊 2. 国土交通省金沢河川国道事務所 3. 気象庁金沢地方气象台 4. 石川県危機管理部（危機対策課） (1) 災害対策基本法第68条の2第1項により、知事に対し、 自衛隊の災害派遣を要請 (2) 被災状況を随時報告 5. 石川県危機管理部（消防保安課） (1) 消防組織法第44条により、知事に対し、 緊急消防援助隊の災害派遣を要請 6. 石川県南加賀土木総合事務所 7. 石川県南加賀農林総合事務所 8. 能美警察署 9. 能美市消防本部・消防団 10. 他市町 (1) 状況確認・情報共有 (2) 相互応援協定に基づく応援要請 11. その他団体・機関 ・石川県消防防災ヘリコプター（石川県航空消防防災グループ） ・日本赤十字社石川県支部（医師・看護師・救護所） ・西日本電信電話㈱ ・北陸電力㈱
各対策部との連絡調整	1. 各対策部長、連絡員及び本部事務局員は、それぞれの行動班からの情報を整理して、本部事務局（危機管理課）へ報告 2. 本部事務局（危機管理課）は、収集した情報を統合・整理して、各対策部と共有
住民等への情報伝達	1. 住民等への情報伝達・広報は、広報対策部「広報班」が一元して行う

## (2) 各部の事務分担

## 各部の事務分担

部	班編成	職員	対策区域	担当業務
総務対策部	総務班	総務課	市全域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 町会・町内会との連絡調整</li> <li>2. 職員の参集状況等</li> </ol>
	物資班	財政課 管財課 会計課 監査委員事務局	市全域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 必要資機材の確保</li> <li>2. 仮設トイレ・簡易トイレの調達</li> <li>3. 応急給水の実施 ※上下水道班連携 (非常用備蓄、浄水器、給水車)</li> <li>4. 食糧・生活必需品の調達、配送</li> <li>5. 国及び県備蓄品、救援物資受け入れ</li> <li>6. 避難所の食事の手配</li> <li>7. 炊き出しボランティア等の支援</li> <li>8. 本庁舎公用車の一括管理</li> </ol>
広報対策部	広報班	秘書課 広報広聴課	市全域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市内在住、在勤、来訪者への広報</li> <li>2. 報道機関への情報提供</li> </ol>
通信・交通対策部	通信環境班	デジタル推進課	市全域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本部及び庁内の通信環境確保</li> <li>2. パソコン等機器の確保</li> <li>3. 市内の各種通信環境の復旧・調整</li> <li>4. 市内の電力の復旧・調整</li> </ol>
	公共交通班	企画地域振興課	市全域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. のみバスの運行判断</li> <li>2. 公共交通機関（鉄道等）との連絡調整</li> <li>3. 公共交通機関の運休決定時の周知・対応</li> </ol>
市民対策部	生活環境班	生活環境課 美化センター 市民サービス課	市全域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被災者支援システムの運用 ※罹災証明班連携</li> <li>2. 被災者相談窓口の設置</li> <li>3. 遺体安置所開設と遺体収容</li> <li>4. 戸籍データの被害調査及び復旧対策</li> <li>5. 被災地の環境衛生保持</li> <li>6. 被災地の清掃及び廃棄物処理体制</li> </ol>
	罹災証明班	税務債権課	市全域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被災家屋調査</li> <li>2. 罹災証明書の発行</li> <li>3. 被災者支援システムの運用 ※生活環境班連携</li> <li>4. 教育施設班の避難所運営支援</li> <li>5. 避難所の食事の手配支援 【避難対象町会が限定的な場合に実施】</li> <li>6. 住民避難支援用バス・運転手の手配</li> <li>7. 住民避難支援用バスの運転</li> </ol>

部	班編成	職員	対策区域	担当業務
健康福祉対策部	福祉班	福祉課	市全域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日赤救助活動機関との連絡調整</li> <li>2. 災害ボランティアセンターの立上げ</li> <li>3. 義援金等の受付及び配布</li> <li>4. 民間救援物資の受入れ</li> <li>5. 要配慮者班の支援</li> </ol>
	児童班	子育て支援課	市全域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 児童、要配慮者、職員の安全確認</li> <li>2. 児童福祉施設の安全確認</li> <li>3. 児童福祉施設の避難所開設準備</li> <li>4. 臨時託児所の開設</li> </ol>
	要配慮者班	いきいき共生課 保険年金課	市全域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 要配慮者（乳幼児・障害者・病人・難病等の患者・高齢者・妊婦・外国人等）の安全確認及び避難支援</li> <li>2. 福祉避難所の開設準備</li> <li>3. 要配慮者受け入れ施設（福祉避難所）等との連携</li> </ol>
	医療救護班	健康推進課	市全域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 救急診療体制の確立（医師会等へ協力要請）</li> <li>2. 感染症予防</li> <li>3. 医薬品の確保</li> </ol>
土木対策部	土木・建築班	土木課 まち整備課	市全域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道路、河川、家屋の被害状況調査 ※産業班連携</li> <li>2. 急傾斜地危険区域の警戒</li> <li>3. 被災建築物応急危険度判定</li> <li>4. 公営住宅入居者の安全確認</li> <li>5. 被災箇所の応急復旧</li> <li>6. 緊急輸送道路の優先確保</li> <li>7. 交通規制</li> <li>8. 土木業者への協力依頼</li> <li>9. 国・県等の土木関連機関との連携</li> </ol>
	上下水道班	上下水道課	市全域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 上下水道施設の点検</li> <li>2. 上下水道使用不能区域の広報</li> <li>3. 被災箇所の仮復旧</li> <li>4. 給水車による応急給水の実施</li> <li>5. 応急トイレの開設</li> <li>6. 上下水道業者への協力依頼</li> </ol>
産業対策部	産業班	農林課 商工課 観光交流課	市全域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農地、林道、用水、水門の被害状況調査 ※土木・建築班連携</li> <li>2. 商工、観光関係の被害調査</li> <li>3. 被災証明書の発行</li> <li>4. 企業、観光客等への情報提供・避難支援</li> </ol>
教育対策部	教育施設班	教育総務課 学校支援課 まなび文化スポーツ課 ふるさと文化財課	市全域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難所の開設、管理運営の総括</li> <li>2. 児童生徒、教職員等の安全確認</li> <li>3. 学校施設の安全確認</li> <li>4. 教育施設、体育施設、文化財の被害状況調査</li> </ol>

部	班編成	職員	対策区域	担当業務
議会対策部	議会調整班	議事調査課	市全域	1. 能美市議会災害対策支援本部の設置・運営 2. 各議員への情報提供 3. 議員からの情報収集 災害対策本部への提供

※能美市立病院及び介護老人保健施設はまなすの丘の職員は、入院患者の安全確認や外来患者受け入れの準備態勢に入る。

## 7. 関係機関連絡先一覧表

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号	備 考	
災害対策本部 (総務部危機管理課)	能美市来丸町 1110	58-2201	51-5119		
寺井分室 (土木課)	能美市寺井町た 35	58-2250	58-2298		
根上分室 (教育総務課)	能美市大成町又 118	58-2270	58-8530		
消防本部	能美市寺井町ク 9-1	58-6320	58-6299		
寺井消防署	能美市寺井町ク 9-1	58-6321	58-6496		
根上分署	能美市浜町カ 175	55-0077	55-0077		
辰口分署	能美市来丸町 1111	51-6119	51-6219		
能美警察署	能美市三道山町チ 28	57-0110	57-2894		
石川県危機管理部	金沢市鞍月 1 丁目 1	076-225-1482	076-225-1484	危機対策課	
		076-225-1481		消防保安課	
	小松市浮柳町小松空港内	24-8930	24-8931	消防保安課 航空消防防災G	
南加賀土木総合事務所	小松市白江町リ 61-1	21-3333	21-7080	代表	
南加賀農林総合事務所	小松市園町ハ 108-1	23-1707 (管理) 23-1703 (農業) 23-1705 (土地) 23-1717 (森林)	23-1207 (管理) 20-2007 (農業) 24-2502 (土地) 24-2502 (森林)		
南加賀保健福祉センター	小松市園町又 48	22-0793	22-0805	代表	
航空自衛隊 小松基地	小松市向本折町戊 267	22-2101	22-0825		
国土交通省北陸地方整備局 金沢河川国道事務所	金沢市西念 4-23-5	076-264-8800	076-233-9612	代表	
国土交通省大阪航空局 小松空港事務所	小松市浮柳町ヨ 21	24-0828	22-4632	代表	
金沢地方气象台	金沢市西念 3-4-1	076-260-1463	076-260-1464		
日本赤十字社石川県本部	金沢市鞍月東 2-48	076-239-3880	076-239-3881		
能美市立病院	能美市大浜町ノ 85	55-0560	55-0815		
能美市美化センター	能美市坪野町リ 1-1	51-2471	51-5029		
NTT 西日本(株)北陸支店	金沢市鳴和町 1-2	076-282-9719	076-253-3464	災害対策室	
北陸電力(株)小松支店	小松市栄町 25-1	21-1983 0120-776453	21-9142		
(社)小松能美 建設業協会	根上班	能美市福岡町ハ 9-1	55-0716	55-2626	(株)山本組
	寺井班	小松市長崎町甲 118	24-5151	24-5152	(株)吉光組
	辰口班	能美市徳久町子 3	51-2175	51-2192	(株)山本組

## 第2部 気象・地震観測体制に関する資料

## 1. 気象に関する注意・警報等の種類並びに発表の基準

(令和6年5月23日現在 金沢地方気象台)

能美市	府県予報区		石川県		
	一次細分区域		加賀		
	市町村等をまとめた地域		加賀南部		
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	20	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	141	
	洪水		流域雨量指数基準	八丁川流域=4.9 鍋谷川流域=9.5 館谷川流域=4.1	
			複合基準※1	-	
			指定河川洪水予報による基準	手取川[鶴来]、梯川[埴田]	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			海上	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
			海上	25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ30cm	
山地			12時間降雪の深さ55cm		
波浪	有義波高	5.0m			
高潮	潮位	2.1m			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10		
		土壌雨量指数基準	111		
	洪水	流域雨量指数基準	八丁川流域=3.9 鍋谷川流域=7.6 館谷川流域=3.3		
		複合基準※1	鍋谷川流域=(7, 6) 館谷川流域=(7, 3.2)		
		指定河川洪水予報による基準	手取川[鶴来]		
	強風	平均風速	陸上	12m/s	
			海上	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ20cm	
			山地	12時間降雪の深さ35cm	
	波浪	有義波高	3.0m		
	高潮	潮位	1.2m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	①積雪地域の日平均気温が13℃以上 ②積雪地域の日平均気温が10℃以上、かつ日降水量が20mm以上			
濃霧	視程	陸上	100m		
		海上	500m		
乾燥	最小湿度40%で、実効湿度65%				
なだれ	①24時間降雪の深さが50cm以上あって気温の変化の大きい場合(昇温) ②積雪が100cm以上あって金沢地方気象台の日平均気温5℃以上、又は昇温率(+3℃/日)が大きいとき(ただし、0℃以上)				
低温	夏期:最低気温17℃以下が2日以上継続 冬期:最低気温-4℃以下				
霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下				
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm		

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせに12の基準値を表しています。

## 第3部 防災上注意すべき自然的条件及び危険区域に関する資料

### 1. 土砂災害（特別）警戒区域

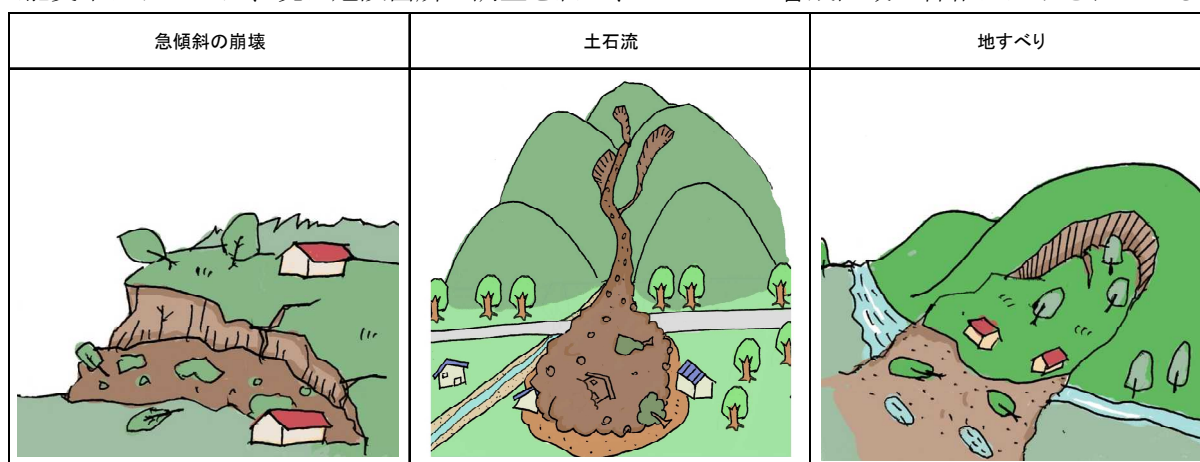
#### ・目的

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）が平成13年4月より施行されたことに伴い、法律で位置付けられている基礎調査を集中的に実施し、土砂災害警戒区域等の指定等を推進して、土砂災害から国民の生命及び身体を保護する。

#### ・事業の内容

都道府県が、土砂災害防止法に基づき、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用状況等に関する基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等の指定、警戒避難体制の整備等の基礎資料とし、土砂災害対策を推進する。

※能美市においては、既に危険箇所の調査を終え、ほとんどの警戒区域が官報に公示されている。



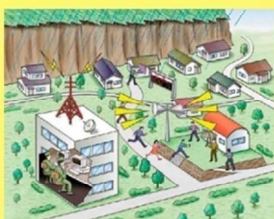
#### 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

#### 土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると求められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

### 警戒区域では



#### 警戒避難体制の整備

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。

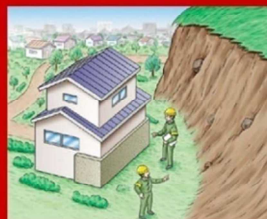
【市町村】

### 特別警戒区域ではさらに



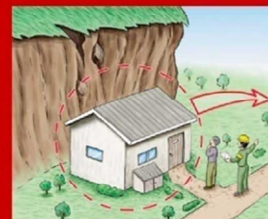
#### 特定の開発行為に対する許可制

住宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可されます。【都道府県】



#### 建築物の構造規制

居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全かどうか建築確認がされます。【建築主事を置く地方公共団体】



#### 建築物の移転勧告

著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。

【都道府県】

## 基礎調査の実施



### ①区域設定のための調査(机上調査・現地調査)

2. 地形調査 ○ 土石流の発生のおそれのある溪流の地形      ・ 基準地点、流域面積、土砂量、流下方向 ○ 急傾斜地の崩壊発生域の地形                      ・ 斜面の傾斜度、高さ ○ 地滑り発生地域の地形                                  ・ 地滑りブロック ○ 危害のおそれのある土地等の地形	
3. 地質調査 ・ 土石等の土質定数の推定	4. 対策施設状況調査 ○ 対策施設状況調査 ・ 対策施設等の種類、設置状況の把握 ○ 対策施設の効果評価



### ②危害のおそれのある土地の設定(机上調査・現地調査)

5. 危害のおそれのある土地の設定 ○ 危害のおそれのある土地等の設定 ・ 地形に基づいた基準による設定 ○ 著しい危害のおそれのある土地の設定 ・ 想定される力等に基づいた設定
---



### ③危害のおそれのある土地等の調査(机上調査・現地調査)

6. 危害のおそれのある土地等の調査	
○ 土地利用状況調査 ・ 土地利用状況の把握	○ 世帯数及び人家戸数調査 ・ 人家及び世帯数の把握 ・ 人家の構造の把握
○ 公共施設等の状況調査 ・ 公共施設等の種類と延長又は数の把握 ・ 公共的建物の種類と数の把握	○ 警戒避難体制に関する調査 ・ 警戒避難体制の整備状況等の把握
○ 関係諸法令の指定状況調査 ・ 災害防災、土地の現状に関する諸法令の指定状況の把握	警戒避難体制の整備のための基礎資料作成



## 公示図書(案)の作成

砂防基礎調査の流れ

## (1) 土石流

(出典：石川県土木部砂防課 令和6年4月1日現在)

No	ランク	箇所番号	枝番	箇所名	所在地		特別警戒区域	告示		要配慮者利用施設・公共施設等
					市町名	町名 (大字)		告示番号	告示年月日	
1	I	0123		和佐谷小谷	能美市	和佐谷町		第142号 ー	H28. 7. 12	和佐谷公民館
2	I	0124		弁慶谷	能美市	岩本町	○	第172号 第173号	H20. 3. 21	
3	I	0125		八つ谷	能美市	灯台館町	○	第193号 第194号	H21. 3. 31	
4	I	0126		なかにげ	能美市	灯台館町		第193号 ー	H21. 3. 31	
5	I	0127		ごよだん	能美市	大口町	○	第210号 第211号	H24. 4. 24	
6	I	0128	1	大口宮谷	能美市	大口町	○	第210号 第211号	H24. 4. 24	大口地区農業構造改善センター、大口区自衛隊駐屯格納庫
7	I	0128	2	大口宮谷	能美市	大口町	○	第210号 第211号	H24. 4. 24	大口地区農業構造改善センター、大口区自衛隊駐屯格納庫
8	I	0129		こんご谷	能美市	旭台、長滝町	○	第150号 第151号	H24. 3. 27	
9	I	0130		ぎよやぐら	能美市	徳山町	○	第125号 第126号	H27. 3. 20	上徳山公民館
10	I	0131		上徳山(北)	能美市	徳山町	○	第125号 第126号	H27. 3. 20	
11	I	0132	1	上徳山	能美市	徳山町	○	第125号 第126号	H27. 3. 20	
12	I	0132	2	上徳山	能美市	徳山町	○	第125号 第126号	H27. 3. 20	
13	I	0132	3	上徳山	能美市	徳山町	○	第125号 第126号	H27. 3. 20	
14	I	0132	4	上徳山	能美市	徳山町	○	第125号 第126号	H27. 3. 20	
15	I	0132	5	上徳山	能美市	徳山町	○	第125号 第126号	H27. 3. 20	
16	I	0133	1	ようじ	能美市	徳山町	○	第125号 第126号	H27. 3. 20	
17	I	0133	2	ようじ	能美市	徳山町	○	第125号 第126号	H27. 3. 20	
18	I	0134		しもん谷	能美市	徳山町	○	第125号 第126号	H27. 3. 20	
19	I	0135		後谷	能美市	金剛寺町	○	第193号 第194号	H21. 3. 31	金剛寺町生活改善センター
20	I	0136		いっしこ谷	能美市	坪野町	○	第193号 第194号	H21. 3. 31	
21	I	0137		みんご谷	能美市	坪野町	○	第193号 第194号	H21. 3. 31	
22	I	0138		大山	能美市	籠町	○	第193号 第194号	H21. 3. 31	
23	I	0140	1	金剛寺谷	能美市	鍋谷町	○	第365号 第366号	H26. 8. 19	
24	I	0140	2	金剛寺谷	能美市	鍋谷町	○	第365号 第366号	H26. 8. 19	
25	I	0141		やもみ谷	能美市	鍋谷町	○	第365号 第366号	H26. 8. 19	鍋谷公民館、鍋谷生活改善センター
26	I	0142		尾谷	能美市	鍋谷町	○	第365号 第366号	H26. 8. 19	
27	I	0143		門の子谷	能美市	鍋谷町	○	第365号 第366号	H26. 8. 19	
28	I	0144		仏大寺宮谷	能美市	仏大寺町	○	第142号 第143号	H23. 3. 28	仏大寺多目的集会施設
29	I	0145	1	さんまい谷	能美市	仏大寺町	○	第142号 第143号	H23. 3. 28	仏大寺多目的集会施設
30	I	0145	2	さんまい谷	能美市	仏大寺町	○	第142号 第143号	H23. 3. 28	仏大寺多目的集会施設

(2) 急傾斜地の崩壊

(出典：石川県土木部砂防課 令和6年4月1日現在)

No	ランク	箇所番号	枝番	箇所名	所在地		特別警戒 区域	告示		要配慮者利用施設等
					市町名	町名 (大字)		告示番号	告示年月日	
31	II	0076		桂谷	能美市	和佐谷町	○	第42号 第43号	H23.3.28	和佐谷地区配水場
32	II	0077		墓谷	能美市	岩本町	○	第72号 第73号	H20.3.21	岩本町集会場
33	II	0078		上徳山宮谷	能美市	徳山町	○	第125号 第126号	H27.3.20	
34	II	0079		浦西谷	能美市	館町	○	第93号 第94号	H21.3.31	館地区排水処理場
35	II	0080		水神谷	能美市	館町	○	第93号 第94号	H21.3.31	
36	II	0081		館西谷	能美市	館町		第93号 —	H21.3.31	
37	II	0082		はんの木谷	能美市	金剛寺町	○	第93号 第94号	H21.3.31	
38	II	0083		余の木谷	能美市	金剛寺町	○	第93号 第94号	H21.3.31	
39	II	0084		鍋谷宮谷	能美市	鍋谷町	○	第365号 第366号	H26.8.19	
40	II	0085		五合谷	能美市	鍋谷町	○	第365号 第366号	H26.8.19	
41	II	0086		中村の釜石	能美市	鍋谷町	○	第365号 第366号	H26.8.19	
42	II	0087		口無谷	能美市	鍋谷町	○	第365号 第366号	H26.8.19	
43	II	0088		東勘定木	能美市	鍋谷町、寺畠町、和灰町		第365号 —	H26.8.19	
44	II	0089		むくろじ谷	能美市	鍋谷町、寺畠町、和灰町	○	第365号 第366号	H26.8.19	
45	III	0044		大池	能美市	岩本町	○	第150号 第151号	H24.3.27	
46	III	0045		鷲谷	能美市	岩本町、灯台館町	○	第150号 第151号	H24.3.27	
47	III	0046		おかいだん	能美市	旭台、灯台館町	○	第150号 第151号	H24.3.27	
48	III	0047	1	灯台館大谷	能美市	旭台、灯台館町	○	第150号 第151号	H24.3.27	
49	III	0047	2	灯台館大谷	能美市	旭台、灯台館町	○	第150号 第151号	H24.3.27	
50	III	0048		旭台(西)	能美市	旭台町、灯台館町	○	第150号 第151号	H24.3.27	
51	III	0049		石子谷	能美市	大口町	○	第210号 第211号	H24.4.24	
52	III	0050		大口北谷	能美市	大口町	○	第210号 第211号	H24.4.24	
53	III	0051		大口大谷	能美市	大口町	○	第210号 第211号	H24.4.24	
54	III	0052		大口(東1)	能美市	大口町	○	第210号 第211号	H24.4.24	
55	III	0053		大口(東2)	能美市	大口町	○	第210号 第211号	H24.4.24	
56	III	0054		釜谷	能美市	大口町	○	第210号 第211号	H24.4.24	
57	III	0055		長生寺	能美市	旭台、大口町	○	第210号 第211号	H24.4.24	
58	III	0056	1	がらんこち	能美市	旭台、大口町	○	第210号 第211号	H24.4.24	
59	III	0056	2	がらんこち	能美市	旭台、大口町	○	第210号 第211号	H24.4.24	
60	III	0057	1	長滝(南)	能美市	岩内町、長滝町	○	第150号 第151号	H24.3.27	
61	III	0057	2	長滝(南)	能美市	岩内町、長滝町		第150号 —	H24.3.27	
62	III	0059		杉谷	能美市	徳山町	○	第42号 第43号	H23.3.28	
63	III	0060		寺畠小谷	能美市	寺畠町	○	第42号 第43号	H23.3.28	
64	III	0061		三味谷	能美市	寺畠町、和灰町	○	第42号 第43号	H23.3.28	寺畠せせらぎ会館

No	ランク	箇所番号	箇所名	所在地		特別警戒区域	告示		要配慮者利用施設・公共施設等
				市町名	町名 (大字)		告示番号	告示年月日	
1	I	12600	湯屋1号	能美市	三ツ屋町、湯屋町、来丸町	○	第150号 第151号	H24.3.27	
2	I	23010	湯谷1号	能美市	湯谷町	○	第150号 第151号	H24.3.27	
3	I	23020	佐野	能美市	佐野町		第142号 —	H23.3.28	
4	I	23030	和田	能美市	和田町	○	第150号 第151号	H24.3.27	
5	I	23040	末寺2号	能美市	末寺町	○	第210号 第211号	H24.4.24	
6	I	23050	末寺1号	能美市	末寺町	○	第210号 第211号	H24.4.24	
7	I	25010	仏大寺2号	能美市	仏大寺町	○	第142号 第143号	H23.3.28	
8	I	25020	仏大寺1号	能美市	仏大寺町	○	第142号 第143号	H23.3.28	仏大寺地区排水処理場
9	I	25030	鍋谷3号	能美市	鍋谷町	○	第365号 第366号	H26.8.19	
10	I	25040	鍋谷2号	能美市	鍋谷町	○	第365号 第366号	H26.8.19	奥鍋谷公民館
11	I	25050	鍋谷1号	能美市	鍋谷町	○	第365号 第366号	H26.8.19	中央鍋谷公民館、鍋谷公民館、鍋谷生活改善センター
12	I	25060	下館	能美市	館町	○	第193号 第194号	H21.3.31	
13	I	25070	寺島	能美市	寺島町	○	第248号 第502号	H27.10.23	寺島せせらぎ会館、グループホーム 花しょうぶ
14	I	25080	和気	能美市	和気町	○	第26号 第28号	R3.2.2	和気小学校、国造保育園、国造CC、国造体育館
15	I	25090	上館	能美市	館町、金剛寺町	○	第193号 第194号	H21.3.31	
16	I	25100	坪野	能美市	坪野町	○	第193号 第194号	H21.3.31	坪野公民館
17	I	25110	金剛寺	能美市	金剛寺町	○	第193号 第194号	H21.3.31	
18	I	25120	上徳山	能美市	徳山町	○	第125号 第126号	H27.3.20	上徳山公民館、上徳山地区処理場
19	I	25130	下徳山	能美市	徳山町	○	第142号 第143号	H23.3.28	
20	I	25140	湯屋	能美市	湯屋町	○	第142号 第143号	H23.3.28	
21	I	25150	大口	能美市	大口町	○	第210号 第211号	H24.4.24	
22	I	25160	長滝	能美市	長滝町	○	第150号 第151号	H24.3.27	
23	I	25170	和佐谷	能美市	和佐谷町	○	第142号 第143号	H23.3.28	
24	I	25180	岩本	能美市	岩本町	○	第172号 第173号	H20.3.21	岩本町集会場
25	I	25190	灯台笹	能美市	灯台笹町	○	第193号 第194号	H21.3.31	
26	I	25200	蒔生	能美市	蒔生町	○	第150号 第151号	H24.3.27	蒔生町公民館
27	I	25210	辰口	能美市	辰口町	○	第210号 第211号	H24.4.24	
28	I	25220	高座	能美市	高座町	○	第210号 第211号	H24.4.24	
29	II	23010	和田2号	能美市	寺井町、和田町	○	第150号 第151号	H24.3.27	
30	II	23020	佐野1号	能美市	佐野町	○	第142号 第143号	H23.3.28	佐野公民館

No	ランク	箇所番号	箇所名	所在地		特別警戒区域	告示		要配慮者利用施設等
				市町名	町名 (大字)		告示番号	告示年月日	
31	Ⅱ	25010	中和気1号	能美市	和気町	○	第142号 第143号	H23. 3. 28	和気公民館
32	Ⅱ	25020	中和気2号	能美市	和気町	○	第142号 第143号	H23. 3. 28	
33	Ⅱ	25030	上和気1号	能美市	和気町、和光台1丁目	○	第142号 第143号	H23. 3. 28	
34	Ⅱ	25040	上和気2号	能美市	和気町、和光台1丁目	○	第142号 第143号	H23. 3. 28	
35	Ⅱ	25050	金剛寺	能美市	金剛寺町	○	第193号 第194号	H21. 3. 31	
36	Ⅲ	25010	無患子	能美市	仏大寺町	○	第142号 第143号	H23. 3. 28	
37	Ⅲ	25020	仏大寺	能美市	仏大寺町	○	第142号 第143号	H23. 3. 28	
38	Ⅲ	25030	金剛寺1	能美市	金剛寺町、籠町	○	第193号 第194号	H21. 3. 31	
39	Ⅲ	25040	辰口	能美市	金剛寺町	○	第193号 第194号	H21. 3. 31	
40	Ⅲ	25050	金剛寺2	能美市	金剛寺町	○	第137号 第138号	H27. 3. 27	

(3) 地すべり

(出典：石川県土木部砂防課 令和6年4月1日現在)

No	ランク	箇所番号	箇所名	所在地		告示	
				市町名	町名 (大字)	告示番号	告示年月日
1	1	386	岩本	能美市	岩本町	第150号 —	H24. 3. 27

## 2. 急傾斜地崩壊危険区域（法指定地）

(出典：石川県土木部砂防課 令和6年4月1日現在)

箇所名	位置	地形			人 家  (戸)	公共施設		指 定
		平均 傾度 (度)	平均 高さ (m)	延長 (m)		種類	数	
末寺	末寺町	52.5	25	240	6	市町村道	207m	S48.6.8
佐野	佐野町	80	6.5	85	5	市町村道	34m	H10.8.25
辰口	辰口町	52.5	11	80	6	市町村道	75m	S47.11.24
金剛寺	金剛寺町	36	36	292	11	市町村道	122m	R4.11.22

## 3. 山腹崩壊危険地域（民有林）

(出典：石川県農林水産部森林管理課 令和6年4月1日現在)

調査地区番号	位置			公共施設等						危険地区の危険度	面積		保安林等	
	市町	大字	字	人家50戸以上	49戸	9戸	4戸以下	公（道路を除く） 共施設	道路		調査地区	危険 <sup>(100点以上)</sup> 地 <sub>メッシュ</sub> 区		
10001	能美市	長滝町			15					市	A	2	1	無
10002	〃	灯台笹町								市	C	2	1	無
10003	〃	〃				5				市	C	3	1	土崩
10004	〃	岩本町				4		1		市	A	1	1	無
10005	〃	〃								林	C	1	1	無
10006	〃	〃				4				市	C	2	1	無
10007	〃	徳山町			15					市	A	4	1	無
10008	〃	和気町			46					市	A	2	1	無
10009	〃	寺畠町			28			1		県	A	3	2	無
10010	〃	大口町			16					県	A	2	1	無
10011	〃	金剛寺町			27					県	A	3	2	無
10012	〃	鍋谷町			33					県	A	10	6	無
10013	〃	仏大寺町				7				林	B	2	2	無
10014	〃	徳山町								園路	C	2	1	干害
10015	〃	徳山町					2			市	C	2	1	干害

## 山腹崩壊危険地区危険度判定

危険地区の危険度ランク付け

危険度は、危険度点数を求め、その点数により A、B、C にランク区分する。  
ただし、既設工事によって既成している地点は点数にかかわらず危険度 C とする。

ランク	危険度点数
A	15.0～
B	12.0～14.9
C	8.5～11.9

## 4. 崩壊土砂流出危険地域

(出典：石川県農林水産部森林管理課 令和6年4月1日現在)

危険地区番号	位置			公 共 施 設 等					危険地区の危険度	面積 (ha)	保安林等	
	市 町	大 字	字	人家 50戸以上	49 ～ 10戸	9 ～ 5戸	4戸以下	(道路を除く) 公共施設				道 路
30001	能美市	岩本			10			1	国	B	0.21	無
30002	〃	鍋谷							県	B	0.45	無
30003	〃	〃							県	C	0.39	無
30004	〃	〃							県	B	0.51	土流
30005	〃	〃							県	C	0.10	土流
30006	〃	〃					4		県	C	0.67	無

## 崩壊土砂流出危険度判定

危険地区の危険度ランク付け

危険度は、危険度点数を求め、その点数により A、B、C にランク区分する。  
ただし、既設工事によって既成している地点は点数にかかわらず危険度 C とする。

ランク	危険度点数
A	17.0～
B	13.0～16.9
C	9.0～12.9

5. 雪崩危険箇所

(出典：石川県土木部砂防課 令和6年4月1日現在)

調査個所の位置			調査対象となる地形							植 生			過去の雪		気 象			人 家 戸 数 (戸)
箇 所 番 号	箇 所 名	市 区 町 村 字 名	平均傾斜度	最急傾斜度	雪崩発生斜面内の標高差	雪崩危険区域の標高差	雪崩発生斜面の上限点の標高	見通し角度	雪崩発生斜面面積	樹高階別 樹冠密度			被害を発生させた全層雪崩の回数	被害を発生させた表層雪崩の回数	観測所番号	既往最大積雪深 (cm)	既往最大積雪深観測年月日 (西暦)	
										低 木 密 度	中 木 密 度	高 木 密 度						
1-23010	湯谷	能美市湯谷町(能美市)	30	36	26	29	42	28	12300	1	2	3	0	0	11	157	1981/1/18	9
1-25010	仏大寺1	能美市仏大寺町(能美市)	35	40	85	88	130	35	26130	1	1	4	0	0	12	220	1981/1/15	4
1-25020	仏大寺2	能美市仏大寺町(能美市)	31	38	65	68	110	30	15081	2	2	3	0	0	12	220	1981/1/15	5
1-25030	仏大寺3	能美市仏大寺町(能美市)	36	39	65	65	110	36	16588	2	2	3	0	0	12	220	1981/1/15	6
1-25050	奥鍋谷1	能美市	30	35	114	120	200	30	125113	1	2	4	0	0	11	157	1968/2/12	25
1-25060	和佐谷1	能美市和佐谷町(能美市)	33	46	125	126	220	31	48985	1	3	2	0	0	15	260	1981/1/18	28
1-25070	中鍋谷1	能美市	34	37	80	85	150	34	96136	1	2	4	0	0	11	157	1981/1/18	13
1-25080	中鍋谷2	能美市	30	35	35	45	105	29	22747	1	2	3	0	0	11	157	1981/1/18	18
1-25090	口鍋谷1	能美市	22	32	32	35	96	22	14390	2	2	3	0	0	11	157	1981/1/18	12
1-25100	上徳山1	能美市上徳山町(能美市)	28	35	55	55	100	26	23542	2	1	3	0	0	11	157	1981/1/18	18
1-25110	上徳山2	能美市上徳山町(能美市)	30	40	39	39	84	28	15908	1	1	4	0	0	11	157	1981/1/18	19
1-25120	上徳山3	能美市上徳山町(能美市)	21	33	46	46	96	21	16422	1	2	3	0	0	11	157	1981/1/18	6
1-25130	上和気	能美市	25	35	60	73	110	24	75351	1	1	4	0	0	11	157	1981/1/18	4
1-25140	下館1	能美市	37	45	92	94	137	37	71184	2	1	3	0	0	11	157	1981/1/18	6
1-25150	下館2	能美市	27	40	75	85	135	26	26827	1	2	4	0	0	11	157	1981/1/18	6
1-25160	下館3	能美市	31	40	78	83	124	25	20927	1	2	4	0	0	11	157	1981/1/18	0
1-25170	上館	能美市	28	33	74	78	136	26	71266	2	2	3	0	0	11	157	1981/1/18	9
1-25180	金剛寺1	能美市金剛寺町(能美市)	27	35	57	62	130	22	18917	1	2	3	0	0	11	157	1981/1/18	6
1-25190	金剛寺2	能美市金剛寺町(能美市)	31	35	65	66	135	30	21482	1	2	3	0	0	11	157	1981/1/18	20
1-25200	金剛寺3	能美市金剛寺町(能美市)	35	45	39	39	112	25	3596	1	1	4	0	0	11	157	1981/1/18	1
1-25210	坪野1	能美市坪野間町(能美市)	28	38	53	64	157	26	14449	1	2	3	0	0	11	157	1981/1/18	6
1-25220	坪野2	能美市坪野間町(能美市)	27	35	40	47	140	26	9154	2	1	3	0	0	11	157	1981/1/18	15
1-25230	大口1	能美市大口町(能美市)	27	35	32	36	170	27	8768	2	1	3	0	0	11	157	1981/1/18	16
1-25240	大口2	能美市大口町(能美市)	23	37	56	56	192	22	32508	3	2	1	0	0	11	157	1981/1/18	6
1-25250	灯台笹1	能美市灯台笹町(能美市)	34	45	48	50	130	32	26873	1	2	3	0	0	15	260	1968/2/12	8
1-25260	灯台笹2	能美市灯台笹町(能美市)	34	35	40	42	120	20	14243	1	2	3	0	0	15	260	1968/2/12	10
1-25270	岩本1	能美市岩本町(能美市)	33	45	40	42	128	30	15934	1	2	3	0	0	15	260	1968/2/12	6
2-25010	口鍋谷2	能美市	39	40	42	61	102	38	6669	1	2	3	0	0	11	157	1981/1/18	2
2-25040	下館4	能美市	28	37	80	85	130	25	33518	1	2	3	0	0	11	157	1981/1/18	1
2-25090	奥鍋谷2	能美市	34	35	106	108	196	34	60737	2	2	3	0	0	11	157	1981/1/18	4
3-23010	末寺	能美市末寺町(能美市)	26	39	23	23	41	0	7500	0	0	0	0	0	11	157	1981/1/18	0
3-25010	仏大寺4	能美市仏大寺町(能美市)	25	43	78	78	121	0	48500	0	0	0	0	0	12	220	1981/1/15	0
3-25020	仏大寺5	能美市仏大寺町(能美市)	29	42	66	66	214	0	24100	0	0	0	0	0	12	220	1981/1/15	0
3-25030	奥鍋谷3	能美市	29	43	167	188	292	0	44600	0	0	0	0	0	11	157	1981/1/18	0
3-25040	金剛寺4	能美市金剛寺町(能美市)	25	30	66	66	142	0	19800	0	0	0	0	0	11	157	1981/1/18	0
3-25050	坪野3	能美市坪野間町(能美市)	32	43	78	78	166	0	19200	0	0	0	0	0	11	157	1981/1/18	0
3-25060	坪野4	能美市坪野間町(能美市)	29	32	79	79	171	0	16800	0	0	0	0	0	11	157	1981/1/18	0
3-25070	坪野5	能美市坪野間町(能美市)	35	39	58	58	146	0	13100	0	0	0	0	0	11	157	1981/1/18	0
3-25090	灯台笹3	能美市灯台笹町(能美市)	25	42	52	52	154	0	9700	0	0	0	0	0	11	157	1981/1/18	0
3-25100	岩本2	能美市岩本町(能美市)	36	39	58	58	150	0	7400	0	0	0	0	0	15	260	1968/2/12	0
3-25110	和佐谷2	能美市和佐谷町(能美市)	34	45	100	103	203	0	28176	0	0	0	0	0	15	260	1968/2/12	0
3-25120	下館5	能美市	22	43	54	56	106	0	9938	0	0	0	0	0	11	157	1981/1/18	0
3-25130	坪野6	能美市坪野間町(能美市)	30	40	59	59	152	0	16352	0	0	0	0	0	11	157	1981/1/18	0
3-25140	坪野7	能美市坪野間町(能美市)	45	45	15	17	195	0	3661	0	0	0	0	0	11	157	1981/1/18	0
3-25150	岩本3	能美市岩本町(能美市)	40	46	50	51	135	0	13156	0	0	0	0	0	15	260	1968/2/12	0

## 6. 重要水防箇所

## (1) 河川（直轄管理区間）

(出典：石川県土木部河川課 令和6年度水防計画)

番号	河川名	位置		距離標	左右岸	延長(km)	重要度	種別	予想される危険	対策工法	水防管理団体	備考
		市町	字									
1	手取川	川北町 能美市	朝日 栗生町	2.3k ~ 3.9k	左	1.803	B	堤体漏水 (堤防裏面)	漏水	月の輪	手取川 水防 事務組合	
2	手取川	能美市	出口町 山田町	6.1k ~ 8.1k	左	1.935	B	堤体漏水 (堤防裏面)	漏水	月の輪		6.8k~7.0k 重点監視区間
3	手取川	能美市	山田町	7.7k ~ 8.1k	左	0.374	B	基礎地盤漏水	漏水	釜段		
4	手取川	能美市	岩内町	8.9k ~ 9.5k	左	0.580	B	堤体漏水 (堤防裏面)	漏水	月の輪		8.9k~9.0k 重点監視区間
5	手取川	能美市	岩内町	8.9k ~ 9.5k	左	0.580	B	基礎地盤漏水	漏水	釜段		8.9k~9.5k 重点監視区間
6	手取川	能美市	宮竹町 灯台笹町	11.3k ~ 11.9k	左	0.584	B	堤体漏水 (堤防裏面)	漏水	月の輪		

## (構造物)

番号	河川名	位置		左右岸	距離標	管理者	構造物	重要度	種別	予想される危険	備考
		市町	字								
1	手取川	能美市	栗生町	左右	3.8K+98.8 3.8K+79.2	石川県	手取川橋	B	余裕高不足	越水	

## (2) 河川（県管理区間）

(出典：石川県土木部河川課 令和6年度水防計画)

河川名	注意を要する区域					管理団体名	重要度
	地名	左右岸	延長(m)	予想される危機	水防工法		
鍋谷川	小松市上八里町	左	118	破堤跡	積土のう工	能美市	要注意
	能美市和気町	左	30	破堤跡	積土のう工		要注意

## 7. 水防上重要な水門等

## (1) 河川（県管理区間）

(出典：石川県土木部河川課 令和6年度水防計画)

河川名	名称	所在地	構造	管理者	備考
鍋谷川	上八里頭首工	和気町地内	ゴム堰	宮竹用水	半自動
	牛島排水機場	牛島町地内	ローラーゲート		手動
	佐野排水機場	佐野町地内	ローラーゲート		手動

## (2) 河川（その他区間）

(能美市土木課 令和6年度水防計画)

河川名	名称	所在地	構造	管理者	備考
長滝放水	長滝放水路1号水門	岩内町地内	鋼製ローラーゲート	宮竹用水	電動
	長滝放水路2号水門	岩内町地内	鋼製ローラーゲート		電動
	長滝放水路3号水門	岩内町地内	鋼製ローラーゲート		電動
長滝排水	長滝排水1号水門	岩内町地内	鋼製ローラーゲート	宮竹用水	電動
	長滝排水2号水門	岩内町地内	鋼製転倒ゲート		電動
	長滝排水3号水門	三ツ口町地内	鋼製転倒ゲート		電動
下郷用水	下郷得橋分岐点水門	出口町地内	鋼製ローラーゲート	宮竹用水	電動
	五間堂・東任田水門	吉光町地内	鋼製転倒ゲート		電動
根上用水	根上水門	東任田町地内	鋼製スライドゲート	宮竹用水	電動
得橋用水	山端水門	佐野町地内	鋼製ローラーゲート	宮竹用水	電動
	山端八丁川水門	佐野町地内	鋼製転倒ゲート		電動
山川用水	山川用水門	火釜町地内	鋼製スライドゲート	宮竹用水	手動
	定原水門	徳山町地内	鋼製転倒ゲート		電動
	土橋水門	来丸町地内	鋼製スライドゲート		手動
	桜町水門	来丸町地内	鋼製転倒ゲート		機械
	和気水門	徳山町地内	鋼製転倒ゲート		機械
	岩屋水門	和気町地内	鋼製転倒ゲート		機械
大門用水	大門用水高堂水門	寺井町地内	鋼製スライドゲート	宮竹用水	電動
鍋谷川	岩田堰堤	和気町地内	ラバーゲート	宮竹用水	電動

## 8. 注意、観察を要するため池

(出典：石川県農林水産部農業基盤課 令和6年3月31日現在)

施設コード	市町名	ため池名	所在地	堤高(m)	堤長(m)	貯水量(m)	重点検箇所
173230002	能美市	大口堤	大口町	4.60	22.40	900	全面
173230003	能美市	坪野堤	〃	3.00	17.30	700	全面
173230004	能美市	大谷堤	〃	6.35	36.00	4,200	余水吐
173230005	能美市	ミヤシ谷堤	湯屋町	4.80	33.00	6,000	余水吐、斜樋、底樋
173230015	能美市	観音上	仏大寺町	7.00	46.00	21,200	全面
173230007	能美市	和気口堤	和気町	9.20	53.00	18,000	全面
173230009	能美市	徳山口堤	徳山町	5.10	25.00	2,500	余水吐、斜樋、底樋
173230010	能美市	徳山奥堤	〃	3.50	22.00	1,200	全面
173230011	能美市	はんぬき谷堤	金剛寺町	3.80	40.00	1,500	全面
173230013	能美市	蟹淵	鍋谷町	3.50	3.00	5,700	全面

## 9. 重要水防箇所の危険度判断基準

## (1) 河川（国土交通省管理区間）

（出典：石川県土木部河川課 令和6年度水防計画）

種別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返して生じている箇所。</p> <p>堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	
基礎地盤漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返して生じている箇所。</p> <p>基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	
水衝・洗掘	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。</p> <p>橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。</p> <p>波浪による海岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。</p>	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	

種別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
工作物	<p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。</p> <p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。</p>	<p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。</p>	
工事施工			<p>出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。</p>
新堤防・破堤跡・旧川跡			<p>新堤防で築造後3年以内の箇所。</p> <p>破堤跡又は旧川跡の箇所。</p>
陸閘			<p>陸閘が設置されている箇所。</p>

(2) 河川 (県管理区間)

(出典：石川県土木部河川課 令和6年度水防計画)

種別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	既往洪水流量(2～3年に1回程度)の水位に対し堤防高又は断面が不足しているため、河川が溢れる危険性がある箇所、重大な被害が予想される箇所。	既往洪水流量(2～3年に1回程度)の水位に対し堤防高又は断面が不足しているため、河川が溢れる危険性がある箇所。	
堤防断面	堤防断面や天端幅が、計画又は上下流に比べて2分の1未満の箇所。	堤防断面や天端幅が、計画又は上下流に比べて不足しているが2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 ----- 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生する恐れのある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 ----- 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生する恐れがある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 ----- 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 ----- 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 ----- 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位以下となる箇所。(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
河川管理施設			出水時に開閉操作が必要な河川管理施設がある箇所。

## (3) 海岸

(出典：石川県土木部河川課 令和6年度水防計画)

種別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越波・浸水	近年の波浪や高潮等により越波浸水被害の実績があり、背後地が人家密集等の危険な箇所。(人命の被害が主体)	波浪や高潮等により越波浸水の恐れがあり、背後地に被害が予想される箇所。(財産の被害が主体)	

## 10. 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等一覧

### 1. 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

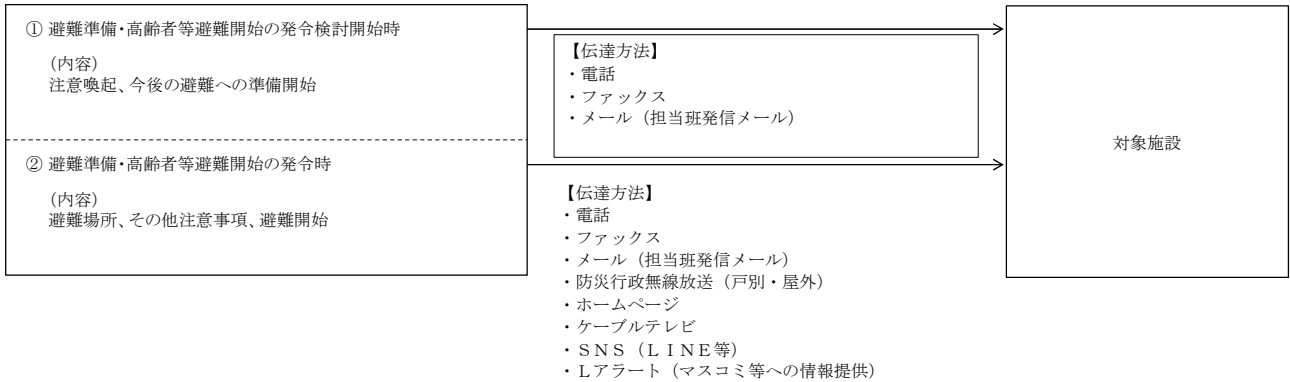
No.	伝達担当	施設種別	名称	所在地	対象となる土砂災害警戒区域名
1	子育て支援課	児童福祉施設	国造保育園	和気町い12番地	(急傾斜地)和気
2	子育て支援課	児童福祉施設	国造児童館(国造放課後児童クラブ)	和気町い62番地	(急傾斜地)和気
3	保険年金課	認知症対応型共同生活介護施設	グループホーム 花しょうぶ	寺島町153番地	(急傾斜地)寺島
4	保険年金課	通所介護施設	デイサービス ほたるの里	館町甲164番地	(急傾斜地)上館

### 2. 土砂災害警戒区域内の教育施設一覧

No.	伝達担当	施設種別	名称	所在地	対象となる土砂災害警戒区域名
1	学校支援課	小学校	和気小学校	和気町い140番地	(急傾斜地)和気

### 3. 伝達基準及び方法

#### 【伝達基準】



## 11. 浸水想定区域内の要配慮者利用施設等一覧

No.	伝達担当	施設種別	名称	所在地	手取川	西川・熊田川	梯川	鍋谷川・釜谷川	八丁川
1	保険年金課	通所介護施設	プラトリーハセンター能美3号店	五間堂町戊46番地6	○				
2	福祉課	障害者福祉サービス施設	ソワカの家 中庄町	中庄町丁135番地2	○				
3	子育て支援課	児童福祉施設	福岡保育園	福岡町甲25番地	○	○			
4	子育て支援課	児童福祉施設	福岡児童館(福岡放課後児童クラブ)	福岡町甲30番地	○	○			
5	福祉課	障害者福祉サービス施設	ソワカの家 福岡町	福岡町ハ25番地4	○	○			
6	福祉課	障害者福祉サービス施設	サンハイツ根上206	福岡町イ185番地1	○	○			
7	福祉課	障害者福祉サービス施設	シェアハウスみかん	西二口町丙37番地1	○				
8	保険年金課	小規模多機能型居宅介護施設	ケアサービス ふたぐち屋	西二口町丙27番地	○	○			
9	保険年金課	認知症対応型共同生活介護施設	グループホーム 金さん銀さん	西二口町丙27番地	○	○			
10	保険年金課	通所介護施設	はあとん	西二口町丙28番地	○	○			
11	福祉課	障害者福祉サービス施設	能美地域活動センターはまかぜ	中ノ江町と104番地1	○		○		
12	保険年金課	通所介護施設	指定通所介護 ボニユール根上苑	下ノ江町イ201番地1	○	○			
13	保険年金課	短期入所生活介護施設	ショートステイ ボニユール根上苑	下ノ江町イ201番地1	○	○			
14	保険年金課	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム ボニユール根上苑	下ノ江町イ201番地1	○	○			
15	保険年金課	特定施設入居者生活介護	ケアハウス メノスワニエ	下ノ江町イ207番地	○	○			
16	保険年金課	軽費老人ホーム	ケアハウス メノスワニエ	下ノ江町イ207番地	○	○			
17	保険年金課	認知症対応型通所介護施設	認知症対応型デイサービス Plein Sourire(プラン スリール)	下ノ江町ト16番地5	○	○			
18	保険年金課	小規模多機能型居宅介護施設	小規模多機能型居宅介護事業所 Maison de Bois(メノン ドゥ ブフ)	下ノ江町申27番地3	○	○			
19	福祉課	障害者福祉サービス施設	サンボートさらだ	大成町ヌ160番地2	○				
20	福祉課	障害者福祉サービス施設	ぶっちいさらだ	大成町一丁目41番地	○				
21	福祉課	障害者福祉サービス施設	フォレスト102	大成町二丁目14番地	○				
22	福祉課	障害者福祉サービス施設	フォレスト103	大成町二丁目14番地	○				
23	福祉課	障害者福祉サービス施設	フォレスト104	大成町二丁目14番地	○				
24	福祉課	障害者福祉サービス施設	びっこりいさらだ	大成町二丁目48番地1	○				
25	保険年金課	通所介護施設	通所介護事業所 和楽	大成町二丁目69番地1	○	○			
26	子育て支援課	児童福祉施設	大成保育園	大成町ヌ38番地	○	○			
27	子育て支援課	児童福祉施設	福島こども園	福島町ほ110番地	○	○			
28	子育て支援課	児童福祉施設	根上北部児童センター(根上北部放課後児童クラブ)	福島町ろ62番地3	○	○			
29	学校支援課	教育センター	能美市教育センター	寺井町中45番地	○				
30	福祉課	障害者福祉サービス施設	太陽クラブ	寺井町ほ37番地3	○				
31	福祉課	障害者福祉サービス施設	夢ファクトリーてらい	寺井町を55番地4	○				
32	福祉課	障害者福祉サービス施設	あとむ(愛兎夢)	寺井町を55番地4	○				
33	福祉課	障害者福祉サービス施設	ケアステーション華	寺井町た46番地	○				
34	保険年金課	通所介護施設	ニチイケアセンター能美	寺井町ぬ82番地	○				
35	保険年金課	介護老人保健施設	介護老人保健施設 手取の里	寺井町ウ84番地	○				
36	保険年金課	通所リハビリテーション施設	介護老人保健施設 手取の里	寺井町ウ84番地	○				
37	保険年金課	短期入所療養介護施設	介護老人保健施設 手取の里	寺井町ウ84番地	○				
38	保険年金課	認知症対応型共同生活介護施設	ぐるうぶほうむ杜の郷秋桜	寺井町二20番地	○				
39	保険年金課	認知症対応型共同生活介護施設	ぐるうぶほうむ杜の郷てらい	寺井町二31番地1	○				
40	保険年金課	認知症対応型共同生活介護施設	ぐるうぶほうむ杜の郷能美	寺井町二28番地1	○				
41	保険年金課	認知症対応型共同生活介護施設	ぐるうぶほうむ杜の郷あさがお	寺井町二28番地1	○				
42	保険年金課	認知症対応型共同生活介護施設	ぐるうぶほうむ杜の郷能美つつじ	寺井町二28番地3	○				
43	保険年金課	小規模多機能型居宅介護施設	ケアホーム杜の郷能美	寺井町二28番地3	○				
44	保険年金課	サービス付き高齢者向け住宅	杜の郷 九谷	寺井町わ20番地	○				

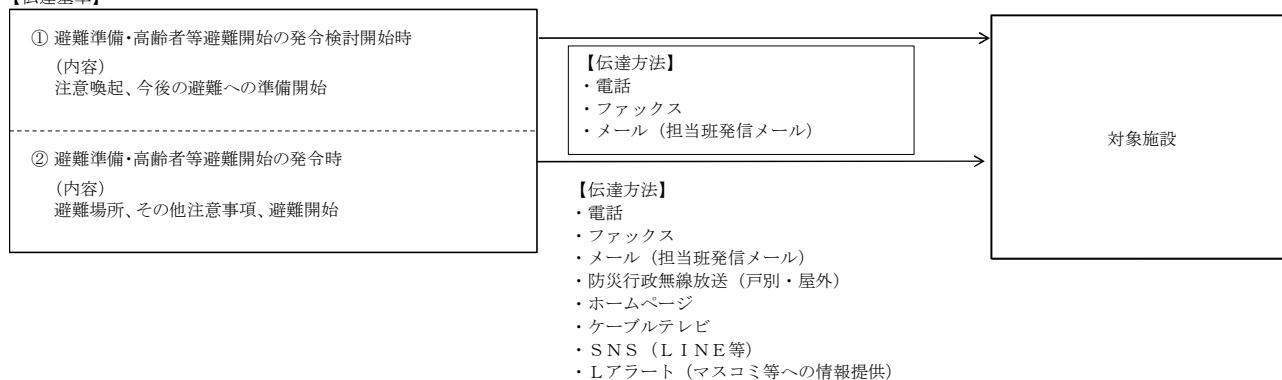
No.	伝達担当	施設種別	名称	所在地	手取川	西川・熊田川	梯川	鍋谷川・鯨谷川	八丁川
45	保険年金課	小規模多機能型居宅介護施設	寺井の家	寺井町168番地	○				
46	子育て支援課	児童福祉施設	寺井保育園	寺井町た8番地5	○				
47	子育て支援課	児童福祉施設	寺井中央児童館(寺井放課後児童クラブ)	寺井町中84番地	○				
48	健康推進課	病院・診療所	寺井病院	寺井町ウ84番地	○				
49	健康推進課	病院・診療所	上田眼科医院	寺井町レ104番地	○				
50	保険年金課	有料老人ホーム	長寿の別荘 こながの	小長野町ホ39番地1	○				
51	福祉課	障害者福祉サービス施設	レッツ	大長野町リ50番地1	○		○		
52	保険年金課	通所介護施設	リハビリ長寿 へいきいき道場～	大長野町チ125番地1	○		○		
53	子育て支援課	児童福祉施設	長野保育園(長野放課後児童クラブ)	大長野町ニ130番地1	○		○		
54	福祉課	障害者福祉サービス施設	おはなハウス	佐野町ニ3番地	○				
55	子育て支援課	児童福祉施設	湯野児童館(湯野放課後児童クラブ)	佐野町ヲ70番地	○				
56	福祉課	障害者福祉サービス施設	エール訪問介護事業所	湯谷町ト165	○				○
57	福祉課	障害者福祉サービス施設	ワークセンター星が岡湯谷	湯谷町乙25番地	○				
58	子育て支援課	児童福祉施設	粟生児童館(粟生放課後児童クラブ)	粟生町東25番地	○				
59	保険年金課	有料老人ホーム	笑楽部ん家	三道山町ト11番地1	○				
60	保険年金課	通所介護施設	デイサービスセンター 笑楽部	三道山町ト11番地1	○				
61	保険年金課	認知症対応型通所介護施設	デイサービス わらべ	三道山町ト11番地1	○				
62	子育て支援課	児童福祉施設	粟生保育園	三道山町ヘ31番地	○				
63	子育て支援課	児童福祉施設	豊美保育園	東任田町ロ16番地	○				
64	福祉課	障害者福祉サービス施設	一歩	宮竹町180番地30	○				
65	保険年金課	通所介護施設	デイサービス灯(あかり)	宮竹町161番地1	○				
66	子育て支援課	児童福祉施設	宮竹保育園	宮竹町230番地	○				
67	子育て支援課	児童福祉施設	宮竹児童館(宮竹放課後児童クラブ)	宮竹町ハ7番地1	○				
68	福祉課	障害者福祉サービス施設	結	岩内町イ164番地2	○				
69	福祉課	障害者福祉サービス施設	放課後等デイサービス だいじょうぶ宮竹	宮竹町イ192番地1	○				
70	福祉課	障害者福祉サービス施設	サフラン	三ツ屋町ロ26番地1	○				
71	保険年金課	通所介護施設	デイサービスココファン 辰口	三ツ屋町35番地1	○				
72	保険年金課	有料老人ホーム	ココファン辰口	三ツ屋町35番地1	○				
73	保険年金課	通所介護施設	デイサービス ちいちの華	三ツ屋町96番地	○				
74	福祉課	障害者福祉サービス施設	相談支援事業所ハートアンドハート	辰口町971番地	○				
75	福祉課	障害者福祉サービス施設	キッズMOMO	辰口町971番地	○				
76	福祉課	障害者福祉サービス施設	CACL Factory	辰口町リ56番地	○				
77	保険年金課	通所リハビリテーション施設	もりした通所・訪問リハビリテーション すたあと	辰口町655番地1	○				
78	子育て支援課	児童福祉施設	辰口保育園	辰口町173番地3	○				
79	福祉課	障害者福祉サービス施設	ワークサポート道	上開発町ハ63番地1	○				
80	子育て支援課	児童福祉施設	WiWiキッズクラブ	下開発町ア100番地1	○				
81	子育て支援課	児童福祉施設	寿保育園	徳久町ニ8番地	○				
82	福祉課	障害者福祉サービス施設	夢ファクトリーてどり	北市町リ101番地1	○				
83	子育て支援課	児童福祉施設	国造保育園	和気町イ12番地				○	
84	子育て支援課	児童福祉施設	国造児童館(国造放課後児童クラブ)	和気町イ162番地				○	
85	保険年金課	認知症対応型共同生活介護施設	グループホーム 花しょうぶ	寺島町153番地				○	
86	保険年金課	通所介護施設	デイサービス ほたるの里	鯨谷町甲164番地				○	
87	福祉課	障害者福祉サービス施設	サンFCネイチャー	和佐谷町丁73番地	○				

2. 浸水想定区域内の教育施設一覧

No.	伝達担当	施設種別	名称	所在地	手取川	西川・熊田川	梯川	鍋谷川・鯨谷川	八丁川
1	学校支援課	中学校	寺井中学校	寺井町ヲ161番地	○				
2	学校支援課	小学校	福岡小学校	福岡町ハ35番地	○				
3	学校支援課	小学校	寺井小学校	寺井町ヨ60番地	○				
4	学校支援課	小学校	湯野小学校	湯谷町ヘ3076番地	○				
5	学校支援課	小学校	粟生小学校	粟生町ロ45番地	○				
6	学校支援課	小学校	宮竹小学校	宮竹町イ153番地	○				
7	学校支援課	小学校	和気小学校	和気町イ140番地				○	

## 3. 伝達基準及び方法

## 【伝達基準】



## 第4部 防災上必要な施設及び設備等に関する資料

## 1. 避難施設

(災害の種類によっては災害時に使用できない施設もあります。)

## ①指定避難所

用途区分	No	地区	施設名	所在地	電話番号	海拔(m)	収容可能面積(m <sup>2</sup> )	避難可能人数(人)	洪水 (最大浸水深)	崖崩れ、 土石流及び 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事
指定	1	根上	福岡小学校	福岡町ハ35	55-0117	5.2	914	304	2階以上 (2.9m)	○	○	○	○	○
指定	2	根上	根上総合文化会館	大成町ヌ118	55-8550	4.8	210	70	2階以上 (2.5m)	○	○	○	○	○
指定	3	根上	根上中央児童館	中町子88	55-0055	7.6	930	307	○	○	○	○	○	○
指定	4	根上	浜小学校	中町カ14	55-0116	7.6	1,606	534	○	○	○	○	○	○
指定	5	根上	根上中学校	浜町ワ60	55-0160	7.6	1,335	444	○	○	○	○	○	○
指定	6	根上	根上勤労者体育センター	浜町ヨ15-3	55-4746	7.6	834	278	○	○	○	○	○	○
指定	7	寺井	寺井中学校	寺井町ラ161	57-0246	7.4	962	320	2階以上 (1.5m)	○	○	○	○	○
指定	8	寺井	寺井小学校	寺井町ヨ60	57-0070	8.8	679	226	2階以上 (1.6m)	○	○	○	○	○
指定	9	寺井	寺井体育館	寺井町ヨ150	58-5973	8.8	1,177	392	1階以上 (0.4m)	○	○	○	○	○
指定	10	寺井	寺井地区公民館	寺井町ヨ47	57-0030	9.6	1,205	396	2階以上 (0.8m)	○	○	○	○	○
指定	11	寺井	泉台スポーツセンター	泉台町東11	-	34.4	700	233	○	○	○	○	○	○
指定	12	寺井	湯野小学校	湯谷町ヘ3076	57-0123	11.0	750	250	2階以上 (2.5m)	○	○	○	○	○
指定	13	寺井	湯野児童館	佐野町ラ70	57-0340	14.6	798	264	○	○	○	○	○	○
指定	14	寺井	栗生小学校	栗生町ロ45	57-0255	11.6	653	217	3階以上 (4.1m)	○	○	○	○	○
指定	15	寺井	石川県立寺井高等学校	吉光町ト90	58-5855	9.2	1,656	551	2階以上 (2.7m)	○	○	○	○	○
指定	16	辰口	道の駅「しらやまさん」	和佐谷町200	076-273-4851	105.8	104	34	×	○	○	○	○	○
指定	17	辰口	北陸先端科学技術大学院大学体育館	旭台1丁目35	51-1129	138.8	1,007	335	○	○	○	○	○	○
指定	18	辰口	宮竹小学校	宮竹町イ153	51-2309	62.0	741	247	2階以上 (1.0m)	○	○	○	○	○
指定	19	辰口	岩内体育館	岩内町イ164-1	51-5105	46.8	1,254	418	2階以上 (2.2m)	○	○	○	○	○
指定	20	辰口	物見山総合体育館	辰口町リ1	51-6460	40.0	2,407	801	○	○	○	○	○	○
指定	21	辰口	辰口福祉会館	辰口町ヌ10	51-4511	38.6	1,205	401	○	○	○	○	○	○
指定	22	辰口	辰口中学校	辰口町129	51-3532	40.0	898	299	○	○	○	○	○	○
指定	23	辰口	辰口中央小学校	辰口町735	51-2009	40.2	838	279	○	○	○	○	○	○
指定	24	辰口	緑が丘コミュニティセンター	緑が丘9-1	51-5545	52.5	609	202	○	○	○	○	○	○
指定	25	辰口	和氣小学校	和氣町イ140	51-2214	38.4	780	260	○	○	○	○	○	○

※海拔は施設・建物の中心付近とする。

(出典：基盤地図情報(数値標高モデル)-5mメッシュ(公共測量による航空レーザー測量)-, 国土地理院)

※収容可能面積、収容可能人数は、主管課調べ。

## ②福祉避難所

用途区分	No	地区	施設名	所在地	電話番号	海拔(m)	収容可能面積(m <sup>2</sup> )	避難可能人数(人)
福祉	1	根上	老人福祉センター白寿会館	大浜町ノ35-1	55-3149	8.6	160	24
福祉	2	寺井	健康福祉センター「サンテ」	寺井町ヌ48	58-2235	9.8	603	72
福祉	3	寺井	教育センター	寺井町中45	58-7867	9.8	185	10
福祉	4	寺井	寺井中央児童館	寺井町中84	58-5425	8.8	1,022	127
福祉	5	寺井	地域共生交流館	湯谷町乙25	57-2323	15.8	1,094	88
福祉	6	辰口	宮竹コミュニティセンター	宮竹町ハ7-1	51-5532	64.2	819	101
福祉	7	辰口	共生型福祉施設ジーヒルズ	緑が丘11丁目49-1	51-7770	36.8	160	24
福祉	8	辰口	石川ハイテク交流センター	旭台2丁目1	51-0106	118.8	654	173

※海拔は施設・建物の中心付近とする。

(出典：基盤地図情報(数値標高モデル)-5mメッシュ(公共測量による航空レーザー測量)-, 国土地理院)

※収容可能面積、収容可能人数は、主管課調べ。

## ③物資集積所・応援隊駐屯地・遺体安置所等

用途区分	No	地区	施設名	所在地	電話番号	海拔(m)	主な用途
その他	1	根上	根上総合文化会館 円形ホール	大成町ヌ118	55-8550	4.8	物資集積所等
その他	2	根上	根上多目的室内グラウンド	浜町ヨ2-2	-	8.0	遺体安置所等
その他	3	寺井	能美市防災センター	寺井町ク9-1	-	14.8	応援隊駐屯地・物資集積所等
その他	4	寺井	すぱーく寺井多目的室内グラウンド	寺井町を35	-	12.0	物資集積所等
その他	5	寺井	寺井第二体育館	寺井町子290	-	7.4	遺体安置所等
その他	6	辰口	物見山屋内競技場	来丸町ワ373-1	-	32.4	物資集積所等

※海拔は施設・建物の中心付近とする。

(出典：基盤地図情報(数値標高モデル)-5mメッシュ(公共測量による航空レーザー測量)-, 国土地理院)

## 2. 指定緊急避難場所

## ●能美市指定緊急避難場所分類

種別	定 義
I種	各災害リスクを考慮し、避難所として活用可能な施設（指定避難所兼用施設） （※あらゆる災害で、一定以上の避難者の収容が可能な施設）
II種	各災害リスクを考慮し、緊急避難場所として活用可能な施設及び公園・緑地等 （※1 施設等は、災害の種類によって使用できない可能性がある。） （※2 公園・緑地等のオープンスペースは、河川洪水による浸水深0.5m以下であること）
III種	地区防災計画などで、町会・町内会が指定した施設の内、市が運用を認定した施設、公園・緑地等 （※町会・町内会によって施設の運用ルールが定められたもので、市が安全性を確認したもの）

## ① I種施設

前項、①指定避難所参照

## ② II種施設（公園・緑地等）

No	地区	施設名	所在地	海拔 (m)	施設の 面積(m <sup>2</sup> )	避難可能 人数(人)	洪水 (最大浸水深)	崖崩れ、 土石流及び 地滑り	高潮	地震	津波	大規模 な火事
1	根上	高坂公園	高坂町ニ50	9.0	25,795	20,636	○ (0m)	○	○	○	○	○
2	根上	旧介護老人保健施設 はまなすの丘・大釜 屋保育園 駐車場	大浜町△52-18 大浜町△59	7.8	2,200	1,760	○ (0m)	○	○	○	○	○
3	根上	根上サービスセン ター 駐車場	中町子86	7.8	2,400	1,920	○ (0m)	○	○	○	○	○
4	根上	根上ソフトボール場 駐車場	浜町ヨ2-2	8.1	1,100	880	○ (0m)	○	○	○	○	○
5	根上	根上武道館 駐車場	浜町午23-1	8.2	2,800	2,240	○ (0m)	○	○	○	○	○
6	根上	道林寺公園	道林町△99-3	5.6	73,724	58,979	○ (0m)	○	○	○	○	○
7	根上	根上南部保育園 駐車場	道林町寅10	7.1	3,600	2,880	○ (0m)	○	○	○	○	○
8	根上	能美シーサイドプレ イパーク 駐車場	道林町ハ161	8.2	3,900	3,120	○ (0m)	○	○	○	○	○
9	根上	翠ヶ丘運動公園	山口町リ37-8	4.4	173,000	138,400	○ (0m)	○	○	○	○	○
10	根上	石川県サッカー・ラ グビー競技場 駐車場	山口町ト103	5.2	4,900	3,920	○ (0m)	○	○	○	○	○
11	寺井	寺井山児童公園	寺井町ヤ79	12.0	917	734	○ (0m)	○	○	○	○	○
12	寺井	寺井第1街区公園	寺井町る13-6	9.6	93	74	× (1.0m)	○	○	○	○	○
13	寺井	寺井第2街区公園	寺井町リ24-2	8.2	93	74	× (0.8m)	○	○	○	○	○
14	寺井	岸山第2公園	佐野町巳49	16.2	516	413	○ (0m)	○	○	○	○	○
15	寺井	泉台公園	泉台町南1-56	25.2	119,000	95,200	○ (0m)	○	○	○	○	○
16	寺井	九谷陶芸村 駐車場	泉台町南47	23.6	10,100	8,080	○ (0m)	○	○	○	○	○
17	寺井	石川県立九谷焼技術 研修所 駐車場	泉台町南2	22.8	850	680	○ (0m)	○	○	○	○	○
18	寺井	なかよし公園	泉台町中108	32.4	1,800	1,440	○ (0m)	○	○	○	○	○
19	寺井	おおぞら公園	泉台町西38	25.2	1,800	1,440	○ (0m)	○	○	○	○	○
20	寺井	湯谷第2公園	湯谷町ヘ37-24	17.2	256	205	○ (0m)	○	○	○	○	○

No	地区	施設名	所在地	海拔 (m)	施設の 面積(m <sup>2</sup> )	避難可能 人数(人)	洪水 (最大浸水深)	崖崩れ、 土石流及び 地滑り	高潮	地震	津波	大規模 な火事
21	寺井	湯谷第3公園	湯谷町へ61-10	14.8	271	217	○ (0m)	○	○	○	○	○
22	寺井	湯野第1街区公園	湯谷町ト174-8	10.4	206	165	× (1.6m)	○	○	○	○	○
23	寺井	湯野第2街区公園	湯谷町ト68-4	11.6	276	221	× (0.7m)	○	○	○	○	○
24	寺井	湯の花公園	湯谷町乙27	17.2	13,036	10,429	○ (0m)	○	○	○	○	○
25	寺井	中部児童公園	三道山町チ3	13.8	674	539	× (2.0m)	○	○	○	○	○
26	辰口	サイエンスパーク1号公園	旭台2-3	108.6	20,082	16,066	○ (0m)	○	○	○	○	○
27	辰口	サイエンスパーク緑道1号	旭台2-28	118.4	1,720	1,376	○ (0m)	○	○	○	○	○
28	辰口	辰口運動公園	来丸町ワ42	45.2	173,163	138,530	○ (0m)	○	○	○	○	○
29	辰口	辰口運動公園 東駐車場	来丸町カ63-7	42.4	1,820	1,456	○ (0m)	○	○	○	○	○
30	辰口	いしかわ動物園 駐車場	徳山町600	45.3	32,000	25,600	○ (0m)	○	○	○	○	○
31	辰口	辰口丘陵公園 駐車場	徳山町子1-1	55.5	14,000	11,200	○ (0m)	○	○	○	○	○
32	辰口	こくぞう里山公園	和気町い21-1	100.6	303,800	243,040	○ (0m)	○	○	○	○	○
33	辰口	和光台1号公園	和光台1-114	50.2	2,116	1,693	○ (0m)	○	○	○	○	○
34	辰口	和光台2号公園	和光台3-112	66.2	4,983	3,986	○ (0m)	○	○	○	○	○
35	辰口	和光台3号公園	和光台5-120	53.4	2,002	1,602	○ (0m)	○	○	○	○	○
36	辰口	緑が丘1号公園	緑が丘1-9	41.4	1,219	975	○ (0m)	○	○	○	○	○
37	辰口	緑が丘2号公園	緑が丘3-28	44.4	6,324	5,059	○ (0m)	○	○	○	○	○
38	辰口	緑が丘3号公園	緑が丘5-7	51.0	852	682	○ (0m)	○	○	○	○	○
39	辰口	緑が丘4号公園	緑が丘5-31-25	37.6	495	396	○ (0m)	○	○	○	○	○
40	辰口	緑が丘5号公園	緑が丘8-53	38.6	2,242	1,794	○ (0m)	○	○	○	○	○
41	辰口	緑が丘6号公園	緑が丘9-3	67.0	2,819	2,255	○ (0m)	○	○	○	○	○
42	辰口	緑が丘7号公園	緑が丘10-1	50.4	2,487	1,990	○ (0m)	○	○	○	○	○
43	辰口	緑が丘8号公園	緑が丘8-154	34.6	1,811	1,449	○ (0m)	○	○	○	○	○
44	辰口	緑が丘9号公園	緑が丘11-55	33.6	1,005	804	○ (0m)	○	○	○	○	○
45	辰口	松が岡1号公園	松が岡2-23	39.2	2,170	1,736	○ (0m)	○	○	○	○	○
46	辰口	松が岡2号公園	松が岡5-19	45.0	18,187	14,550	○ (0m)	○	○	○	○	○
47	辰口	自然ふれあい公園	松が岡3-90	52.2	8,917	7,134	○ (0m)	○	○	○	○	○
48	辰口	石川ハイテク交流セ ンター 駐車場	旭台2-1	119.2	2,700	2,160	○ (0m)	○	○	○	○	○
49	辰口	いしかわクリエイト ラボ 駐車場	旭台2-13	117.5	5,400	4,320	○ (0m)	○	○	○	○	○

※海拔は施設の中心付近とする。

(出典：基盤地図情報(数値標高モデル)-5mメッシュ(公共測量による航空レーザー測量)-, 国土地理院)

※公園面積は、主管課調べ。避難可能人数は、面積有効率を80%、一人当たり占有面積を1.0m<sup>2</sup>/人として算出した。

## ③Ⅱ種施設（車両避難場所）

No	地区	施設名	所在地	海拔	駐車可能 台数(台)
1	根上	旧介護老人保健施設はまなすの丘・ 大釜屋保育園 駐車場	大浜町△52-18 大浜町△59	7.8	70
2	根上	根上サービスセンター 駐車場	中町子86	7.8	89
3	根上	根上ソフトボール場 駐車場	浜町ヨ2-2	8.1	47
4	根上	根上武道館 駐車場	浜町午23-1	8.2	104
5	根上	根上南部保育園 駐車場	道林町寅10	7.1	91
6	根上	能美シーサイドプレイパーク 駐車場	道林町ハ161	8.2	155
7	根上	根上翠ヶ丘いこいの広場 駐車場	山口町リ37-12	5.9	72
8	根上	石川県サッカー・ラグビー競技場 駐車場	山口町ト103	5.2	115
9	寺井	九谷陶芸村 駐車場	泉台町南47	23.6	350
10	寺井	石川県立九谷焼技術研修所 駐車場	泉台町南2	22.8	40
11	寺井	泉台ソフトボール場 駐車場	泉台町南1	25.3	113
12	辰口	物見山運動公園 駐車場	来丸町ワ18-2	39.4	260
13	辰口	辰口運動公園 東駐車場	来丸町カ63-7	42.4	50
14	辰口	いしかわ動物園 駐車場	徳山町600	45.3	1300
15	辰口	辰口丘陵公園 駐車場	徳山町子1-1	55.5	750
16	辰口	石川ハイテク交流センター 駐車場	旭台2-1	119.2	90
17	辰口	いしかわクリエイトラボ 駐車場	旭台2-13	117.5	160

## ④Ⅲ種施設（地域避難所）

No	地区	施設名	所在地	洪水	崖崩れ、 土石流及び 地滑り	高潮	地震	津波	対象 町会
1	根上	赤井地区広域働く婦人の家	赤井町は2-2	×	○	○	○	○	赤井町
2	根上	高坂・根上町学習等供用施設	高坂町ハ99-1	○	○	○	○	○	高坂・根 上町
3	根上	大浜町学習等供用施設	大浜町ク60-1	○	○	○	○	○	大浜町
4	根上	大協運送株式会社 事務所	大浜町ク62	○	○	○	○	○	大浜町
5	根上	道林町学習等供用施設	道林町ヘ106-15	○	○	○	○	○	道林町
6	根上	山口町学習等供用施設	山口町ヘ114-1	○	○	○	○	○	山口町
7	寺井	大長野町学習等供用施設	大長野町ニ277-1	×	○	○	○	○	大長野町
8	寺井	泉台町コミュニティセンター	泉台町中192	○	○	○	○	○	泉台町
9	寺井	三道山コミュニティセンター	三道山町ト31-1	×	○	○	○	○	三道山町
10	辰口	上清水地区地域農業拠点推進施設	上清水町59	×	○	○	○	○	上清水町
11	辰口	和気町集会所	和気町ヘ195	○	×	○	×	○	和気町
12	辰口	和光台コミュニティセンター	和光台3-110	○	○	○	○	○	和光台
13	辰口	館地区集落センター	館町69-1	×	○	○	○	○	館町
14	辰口	松が岡コミュニティセンター	松が岡5-34	○	○	○	○	○	松が岡

### 3. 津波避難ビル

No	施設名称	所在地	階数	避難場所
1	能美市立病院	大浜町ノ 85	4	居室、廊下、屋上
2	介護老人保健施設はまなすの丘	大浜町ム 52-18	3	展望台
3	市立浜小学校	中町カ 14	3	屋上、教室
4	市立根上中学校	浜町ワ 60	3	屋上、教室
5	市営根上白山住宅	浜開発町甲 91-1	4	踊り場、廊下
6	市営根上はまなす住宅	大浜町マ 79-1	4	踊り場、廊下
7	特定公共賃貸住宅ファミリー大浜	大浜町井 65-3	3	踊り場、廊下

### 4. 津波避難タワー

No	施設名称	所在地	海拔 (m)	備考
1	根上南部保育園 津波避難タワー	道林町寅 10	15.0	

### 5. 津波避難場所

No	施設名称	所在地	海拔 (m)	備考
1	吉原釜屋跨線橋	吉原釜屋町	13.2	
2	根上松・源平古戦場跡	根上町	10.8	

## 6. 医療機関一覧

No	医療機関名	診療科目	所在地	電話番号	FAX
1	アイリスメディカルクリニック	心内、精神	辰口町971	51-0123	51-0126
2	秋山医院	小、内	寺井町ま20	57-0666	57-4411
3	あさもとクリニック	内	福島町タ38-3	56-0880	56-0881
4	上田眼科医院	眼	寺井町レ104-4	57-0012	57-4365
5	きだ整形外科クリニック	整外、リハ、リウマチ、内	西二口町丙30-1	55-8811	55-8822
6	さかの耳鼻咽喉科クリニック	耳鼻咽	寺井町ロ45-1	57-8787	57-8788
7	たつのくちクリニック	胃腸、肛門、外、内	辰口町521-1	52-0061	52-0062
8	徳久医院	内、循内	寺井町ウ31	57-0062	57-0662
9	ながた内科クリニック	内	寺井町ロ80-1	57-3777	57-3779
10	にしかわクリニック	泌尿 内、外	三ツ屋町イ14-1	52-0025	52-0065
11	にった皮ふ科泌尿器科クリニック	皮、泌尿	寺井町ロ89-1	58-8686	58-8686
12	ポニユールクリニック	内、整外	下ノ江町イ201-1	56-0007	56-0097
13	前田医院	内、消化器、内視鏡	寺井町た31-1	57-0097	57-0097
14	まつだクリニック	小	浜開発町丁97-3	55-1238	55-1239
15	松田内科クリニック	内、循環器	三ツ屋町38-3	51-0058	51-7701
16	水本整形外科医院	整外、リハ	寺井町や120	57-2511	57-2510
17	みもうクリニック	内、小、循環器、消化器	佐野町ヲ33	57-0530	58-0535
18	村本クリニック	内、皮、美容	大成町ワ5-1	55-3551	55-3552
19	もりした整形外科クリニック	整外、リハ、リウマチ	辰口町654-1	51-6515	51-6710
20	やなせ医院	内、小、消化器	浜町カ157	55-0166	55-8833
21	よしだ小児科クリニック	小、内	松が岡3丁目67	51-6100	51-6406
22	米島医院	内、胃腸、小	大成町ト118-6	55-0241	55-3821
23	芳珠記念病院	内、呼吸器内、循環器内、消化器内、血液内、内分泌内、腎臓内、糖尿病・代謝内、がん化学療法内、緩和ケア内、消化器外、外、肛門外、乳腺・内分泌外、リウマチ、整外、脳外、神経内、リハ、眼、麻、産(分娩休止)・婦、小、耳鼻咽、皮、泌尿、形外、美容外、放、病理診断、歯/口腔、※透析	緑が丘11丁目71	51-5551	51-5557
24	寺井病院	内、放、小、リハ、※透析 脳神経内	寺井町ウ84	58-5500	58-6015
25	能美市立病院	内、外、整外、眼、小、泌尿、リハ、老精、脳外、耳鼻咽、皮、婦 ※透析	大浜町ノ85	55-0560	55-0815
26	ユトリヒト診療所	精神、心内	中ノ江町は76	58-2571	58-2573

## 7. 消防車両及び資機材の現況

## (1) 主な消防車両等

【令和6年4月1日現在】

消 防 車							指揮車	高規格救急車	その他の車両	小型動力ポンプ	合 計
普通車		特 殊 車									
ポンプ車	災害対応特殊水槽付ポンプ車	はしご車	化学車	救助工作車	支援車	資機材搬送車					
5	2										
7		1	1	1	1	1	1	4	3	2	22

## (2) 公設防火水槽

40 t 級	184 箇所
60 t 級	21 箇所
100 t 級	3 箇所
合 計	208 箇所

## 8. 緊急輸送道路ネットワーク

石川県では、災害時応急対策を実施するための緊急輸送道路ネットワークを定めており、次の3つに区分し整備を実施。

能美市は、石川県が定めた緊急輸送道路ネットワークを準用するものとする。

区分	設定基準	接続される防災拠点
第1次緊急輸送道路	初動体制の確保、地域間相互の連携、救命活動に対応する路線	県庁、土木（総合）事務所、市役所・町役場、国土交通省・中日本高速道路等出先機関、空港、重要港湾、災害拠点病院、消防本部・消防署、自衛隊基地、警察署
第2次緊急輸送道路	飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保、救急活動等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線	市役所・町役場の支所、中心都市駅、広域物流拠点、臨時離着陸場適地、地方港湾、漁港、現地医療班派遣病院、テレビ・ラジオ局
第3次緊急輸送道路	復旧活動、路線の多重化・迂回路確保等に対応する路線	—

区分	道路種別	路線名
第1次緊急輸送道路	高速道路	北陸自動車道
	一般国道	国道8号 国道305号
	主要地方道	小松鶴来線 金沢小松線
	一般県道	松任寺井線
	市道	来丸14号線
第2次緊急輸送道路	主要地方道	金沢美川小松線 小松鶴来線 金沢小松線
	市道	木曾街道線 根上国道線
第3次緊急輸送道路	主要地方道	寺畠小松線
	市道	根上国道線 粟生清水線 下清水出口線 上清水徳山線

## 9. 都市計画道路及び主要幹線道路

### (1) 都市計画道路

(出典:まち整備課資料 令和6年4月1日現在)

路線名	起点	終点	路線延長(m)
松任小松線	能美市粟生町井	能美市大長野町チ	3,180.0
寺井加賀線	能美市大長野町チ	能美市小杉町南	1,110.0
国道線	能美市粟生町へ	能美市大長野町リ	4,440.0
高坂城南線	能美市高坂町ニ	能美市根上町乙	550.0
根上小松線	能美市福島町ほ	能美市下ノ江町イ	3,480.0
木曾街道線	能美市吉原釜屋町ハ	能美市山口町ト	5,840.0
小松インター八里線	能美市小杉町ホ	能美市佐野町中	1,820.0
根上国道線	能美市吉原釜屋町ニ	能美市粟生町ト	4,200.0
大成末寺線	能美市大成町チ	能美市末寺町ニ	4,500.0
粟生佐野線	能美市粟生町ヨ	能美市佐野町中	3,920.0
道林下ノ江線	能美市道林町へ	能美市下ノ江町イ	1,080.0
浜開発線	能美市浜町タ	能美市浜開発町丙	1,020.0
南中央線	能美市大浜町井	能美市浜町ワ	710.0
加賀舞子線	能美市大浜町ム	能美市大浜町井	780.0
福島2号線	能美市福島町ノ	能美市福島町ろ	410.0
北中央線	能美市吉原釜屋町東	能美市大成町チ	2,010.0
寺井吉光線	能美市寺井町レ	能美市吉光町ホ	1,460.0
高堂泉台線	能美市寺井町ソ	能美市泉台町東	4,050.0
佐野和気線	能美市佐野町ホ	能美市泉台町南	1,820.0
泉台徳山線	能美市泉台町東	能美市徳山町	910.0
湯野1号線	能美市湯谷町ト	能美市泉台町中	610.0
湯野2号線	能美市佐野町甲	能美市泉台町中	1,210.0
粟生出口線	能美市粟生町へ	能美市出口町へ	3,610.0
福島1号線	能美市福島町ム	能美市福島町ほ	390.0
出口湯屋線	能美市出口町へ	能美市湯屋町カ	1,660.0
上清水和気線	能美市上清水町	能美市和気町オ	3,000.0
下開発辰口線	能美市下開発町	能美市辰口町	1,700.0
緑が丘線	能美市緑が丘10丁目	能美市緑が丘2丁目	1,390.0
金沢大学丘陵公園線	能美市徳山町山の部ル	能美市辰口町	2,780.0
金沢小松線	能美市湯屋町カ	小松市上八里町甲	2,920.0
下ノ江高堂線	能美市下ノ江町	能美市中ノ江町	1,680.0
松本福島線	能美市吉原町	能美市吉原町	810.0

## (2) 主要幹線道路

(出典：市土木課道路台帳 令和6年4月1日現在)

路線名	起点	終点	路線延長(m)
木曾街道線	能美市吉原釜屋町ハ93番2地先	能美市山口町イ1番1地先	5867.6
吉原高坂線	能美市福島町ヲ8番1地先	能美市下ノ江町イ214番1地先	3847.7
南中央線	能美市大浜町ナ48番2地先	能美市浜町ワ73番2地先	719.9
浜開発線	能美市浜町夕158番12地先	能美市浜開発町丙17番1地先	1024.6
道林高坂線	能美市道林町ハ48番1地先	能美市下ノ江町イ219番1地先	1186.0
根上国道線	能美市吉原釜屋町ニ34番1地先	能美市粟生町レ1番3地先	4078.2
赤井福岡線	能美市赤井町ろ33番1地先	能美市福岡町ハ1番1地先	1411.1
粟生佐野線	能美市粟生町あ1番地先	能美市石子町石84番1地先	2714.8
大成末寺線	能美市寺井町口100番4地先	能美市三道山町才90番2地先	1520.8
小長野小杉線	能美市小長野町ホ63番1地先	能美市小杉町ハ123番1地先	1722.4
大長野佐野線	能美市大長野町子67番1地先	能美市佐野町ハ1番1地先	1921.6
佐野和気線	能美市佐野町ホ13番1地先	能美市泉台町中1番地先	1780.0
粟生清水線	能美市粟生町ハ62番1地先	能美市下清水町イ40番4地先	949.1
下清水出口線	能美市新保町ト77番2地先	能美市出口町ハ90番地先	2690.0
末寺石子線	能美市末寺町イ82番1地先	能美市石子町石59番1地先	1269.8
秋常湯谷線	能美市秋常町ニ1番1地先	能美市湯谷町ホ87番1地先	1063.1
上清水徳山線	能美市上清水町55番2地先	能美市和気町ヌ95番地先	3011.6
出口辰口線	能美市出口町ハ166番1地先	能美市辰口町84番1地先	1580.8
出口三ツ口線	能美市山田町15番1地先	能美市三ツ口町1022番地先	2526.2
三ツ口岩本線	能美市三ツ口町1008番地先	能美市岩本町ニ10番1地先	3709.7
三ツ口旭台線	能美市三ツ口町1000番1地先	能美市旭台2丁目14番地先	2367.0
吉原釜屋大浜線	能美市吉原釜屋町ニ34番7地先	能美市大浜町ノ35番5地先	1391.3
釜屋線	能美市大浜町ノ33番1地先	能美市大浜町井55番1地先	249.2
北中央線	能美市吉原釜屋町東27番地先	能美市大成町ト115番1地先	2012.5
大浜大成線	能美市大浜町ウ42番1地先	能美市大成町ワ44番1地先	946.1
加賀舞子線	能美市大浜町ム80番4地先	能美市大浜町井20番1地先	794.6
浜町道林線	能美市浜町巳154番1地先	能美市道林町ホ159番1地先	965.5
道林山口線	能美市道林町丑123番1地先	能美市山口町ハ52番2地先	1216.4
山口大島線	能美市山口町ニ19番地先	能美市山口町ル2番2地先	325.8
高坂山口線	能美市高坂町ト19番1地先	能美市山口町ヌ2番1地先	1430.8
高坂串線	能美市高坂町口122番1地先	能美市根上町甲1番1地先	551.3
高坂中ノ江線	能美市下ノ江町イ237番1地先	能美市中ノ江町と43番1地先	1328.6
大成蛭川線	能美市大成町ル66番8地先	能美市下ノ江町ハ128番1地先	1359.0
大成中ノ江線	能美市大成町リ44番1地先	能美市中ノ江町は58番1地先	1239.5
浜開発西二口線	能美市浜開発町丁120番1地先	能美市西二口町丁37番1地先	1162.7
大成五間堂線	能美市大成町チ231番1地先	能美市五間堂町丁21番1地先	2422.4
大成福岡線	能美市浜町ヲ234番1地先	能美市福岡町口143番10地先	987.0
赤井線	能美市福岡町甲194番3地先	能美市赤井町ハ41番2地先	585.3
福岡西任田線	能美市福岡町ハ75番3地先	能美市西任田町ル14番1地先	1052.7
西任田五間堂線	能美市西任田町ニ102番1地先	能美市五間堂町乙85番1地先	801.2
粟生工業団地東任田線	能美市粟生町西528番地先	能美市東任田町ニ114番地先	711.7
東任田吉光線	能美市東任田町ニ100番1地先	能美市粟生町リ180番地先	778.6
寺井小長野線	能美市寺井町ウ68番3地先	能美市小長野町ト80番1地先	532.7
小長野野田線	能美市小長野町ハ81番地先	能美市小長野町乙413番1地先	733.5
大長野牛島線	能美市大長野町ハ65番1地先	能美市牛島町夕43番1地先	1056.9
末信牛島線	能美市末信町ト9番1地先	能美市牛島町東94番地先	1306.3
佐野線	能美市佐野町ウ153番1地先	能美市佐野町甲148番1地先	356.4
佐野湯谷線	能美市佐野町ヤ4番1地先	能美市湯谷町ハ104番1地先	716.9
湯野1号線	能美市湯谷町ト95番1地先	能美市泉台町中281番地先	598.2
湯野2号線	能美市佐野町甲24番地先	能美市泉台町中100番地先	1225.4
石子荒屋線	能美市石子町子84番2地先	能美市荒屋町54番地先	1319.6
粟生末寺線	能美市粟生町ホ18番2地先	能美市末寺町イ85番1地先	866.5
新保秋常線	能美市新保町チ10番1地先	能美市秋常町ト91番1地先	826.5
荒屋線	能美市下開発町50番地先	能美市下開発町118番地先	1184.2
荒屋松が岡線	能美市荒屋町53番地先	能美市松が岡1丁目70番地先	355.4
湯谷徳山線	能美市泉台町東14番地先	能美市松が岡3丁目81番地先	367.6
下徳山泉台線	能美市徳山町ル6番11地先	能美市徳山町ル1番10地先	518.0
和光台線	能美市和気町才25番2地先	能美市和光台3丁目113番1地先	1237.5
仏大寺線	能美市仏大寺町51番1地先	能美市仏大寺町9番1地先	776.9
湯屋和気線	能美市辰口町947番地先	能美市和気町イ45番1地先	2439.4
上徳山線	能美市徳山町上172番1地先	能美市徳山町上43番1地先	699.3
辰口和気線	能美市辰口町606番1地先	能美市和気町ハ61番1地先	1996.9
緑が丘線	能美市緑が丘9丁目1番地先	能美市徳山町上146番地先	650.4
下徳山辰口線	能美市緑が丘8丁目154番地先	能美市辰口町60番1地先	1600.4
金沢大学丘陵公園線	能美市松が岡4丁目121番地先	能美市辰口町524番1地先	2784.9
下開発辰口線	能美市下開発町59番地先	能美市上開発町イ181番1地先	937.6
出口倉重線	能美市出口町119番60地先	能美市倉重町甲53番1地先	587.8
倉重来丸線	能美市倉重町48番地先	能美市来丸町ワ100番地先	911.8
湯屋金剛寺線	能美市湯屋町ソ1番2地先	能美市岩内町ム2番1地先	1830.8
火釜線	能美市火釜町940番地先	能美市火釜町リ1番8地先	920.7
岩内金剛寺線	能美市岩内町飯1086番地先	能美市金剛寺町丙106番地先	3270.3
宮竹大口線	能美市宮竹町イ83番1地先	能美市旭台2丁目1地先	1118.4
宮竹線	能美市宮竹町59番1地先	能美市宮竹町ヨ91番1地先	265.3
灯台笹岩本線	能美市灯台笹町62番1地先	能美市岩本町527番地先	833.4
和佐谷線	能美市和佐谷町28番地先	白山市鶴来白山町レ72番地先	840.9

## 10. ヘリコプター関係

## (1) 指定ヘリポート

名 称	所 在 地	緯度・経度	連絡先(所有者・管理者)		連絡先(土日祝日)
寺井小学校グラウンド	寺井町ヨ47	N 36° 26' 14" E 136° 29' 53"	学校支援課 58-2271	寺井小学校 57-0070	能美市役所 58-1111(代)
物見山陸上競技場	来丸町ワ50	N 36° 26' 56" E 136° 33' 01"	(財) ふるさと振興公社 52-8008		物見山総合体育館 51-6460
手取川水辺プラザ	山田町地内	N 36° 27' 32" E 136° 33' 12"	土木課 58-2250		能美市役所 58-1111(代)
防災センター	寺井町ク9-1	N 36° 26' 38" E 136° 30' 21"	危機管理課 58-2201	消防本部 58-6320	能美市役所 58-1111(代)

## (2) ヘリポート適地一覧表

名 称	所 在 地	緯度・経度	電話番号	管理者・連絡先
浜小学校運動場	浜町カ14	N 36° 26' 55" E 136° 27' 26"	55-0116	学校長
福岡小学校運動場	福岡町ハ35	N 36° 26' 52" E 136° 28' 35"	55-0117	学校長
根上中学校運動場	浜町ワ60	N 36° 26' 48" E 136° 27' 20"	55-0160	学校長
根上総合文化会館 第3駐車場	大成町ヌ118	N 36° 26' 53" E 136° 27' 50"	55-8550	市まなび文化スポーツ課 (根上総合文化会館事務所)
吉原町こどもの広場	吉原町チ77-21付近	N 36° 27' 48" E 136° 28' 27"	—	吉原町町内会
県サッカーラグビー場	山口町ト103	N 36° 25' 54" E 136° 25' 53"	58-2273	市まなび文化スポーツ課
湯野小学校運動場	湯谷町ヘ76	N 36° 26' 02" E 136° 30' 50"	57-0123	学校長
粟生小学校運動場	粟生町ロ45	N 36° 27' 06" E 136° 30' 24"	57-0255	学校長
寺井中学校運動場	寺井町ラ161	N 36° 26' 24" E 136° 29' 25"	57-0246	学校長
県立寺井高校運動場	吉光町ト90	N 36° 26' 53" E 136° 29' 47"	58-5855	学校長
寺井町多目的ホール 駐車場 1号調整池	寺井町中206	N 36° 26' 22" E 136° 29' 44"	58-4311	市まなび文化スポーツ課 (寺井町会)
大長野運動広場	大長野ロ58-1付近	N 36° 25' 48" E 136° 29' 37"	58-2273	市まなび文化スポーツ課
泉台公園、 泉台ソフトボール場・駐車場	泉台南1	N 36° 25' 39" E 136° 31' 01"	58-2273	市まなび文化スポーツ課
ふるさと交流研修センターさらい	石子町147-1	N 36° 26' 23" E 136° 30' 26"	57-1212	市婦人団体協議会
寺井野球場	粟生町西7	N 36° 27' 27" E 136° 30' 01"	58-2273	市まなび文化スポーツ課
宮竹小学校運動場	宮竹町イ153	N 36° 27' 13" E 136° 35' 03"	51-2309	学校長
辰口中央小学校運動場	辰口町735	N 36° 26' 51" E 136° 32' 32"	51-2009	学校長
和気小学校運動場	和気町い12	N 36° 25' 24" E 136° 32' 57"	51-2214	学校長

名 称	所 在 地	緯 度 ・ 経 度	電 話 番 号	管 理 者 ・ 連 絡 先
辰口中学校運動場	辰口町129	N 36° 26' 57" E 136° 32' 49"	51-3532	学校長
道の駅「しらやまさん」	和佐谷町200	N 36° 26' 11" E 136° 37' 49"	076-276-0797	国土交通省金沢河川国道事務所 (加賀国道維持出張所)
北陸先端科学技術大学院大学 第1駐車場	旭台1丁目1	N 36° 26' 40" E 136° 35' 33"	51-1111	市管財課
岩内グラウンド (岩内コミュニティセンター)	岩内町ワ35	N 36° 27' 13" E 136° 33' 56"	51-5105	市ふるさと振興公社 (岩内CC事務所)
物見山運動公園駐車場	来丸町ワ50	N 36° 26' 55" E 136° 32' 56"	51-6460	市まなび文化スポーツ課 (物見山体育館事務所)
能美市辰口福祉会館 駐車場	辰口町ヌ10	N 36° 26' 40" E 136° 32' 49"	51-4511	市ふるさと振興公社 (辰口福祉会館事務所)
辰口丘陵公園広場	徳山町子1-1	N 36° 26' 18" E 136° 32' 55"	51-4166	健民ふれあい公社 (丘陵公園管理事務所)
いしかわ動物園 駐車場	徳山町600	N 36° 26' 06" E 136° 32' 41"	51-8501	動物園管理事務所
久常グラウンド (久常コミュニティセンター)	徳久町ニ8	N 36° 26' 55" E 136° 31' 36"	51-2385	市ふるさと振興公社 (久常CC事務所)
緑が丘2号公園	緑が丘3丁目43	N 36° 26' 35" E 136° 32' 29"	58-2250	土木課
芳珠記念病院 駐車場	緑が丘11丁目71	N 36° 26' 28" E 136° 32' 08"	51-5551	(医)和楽仁理事長

### (3) 空中偵察中の自衛隊航空機との連絡

自衛隊航空機が空中偵察をしていることを発見した場合、関係者は次の1メートル四方の旗を左右に振り連絡すること。

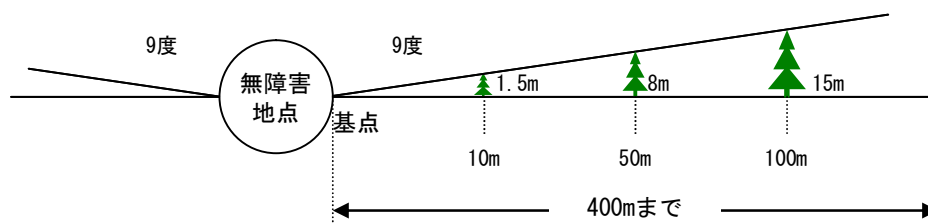
なお、異常のない場合は、旗は振らないこと。

- |                  |      |
|------------------|------|
| ア 急患が発生している場合    | 赤 旗  |
| イ 食糧が極度に不足している場合 | 青 旗  |
| ウ 両方とも発生している場合   | 赤青両旗 |

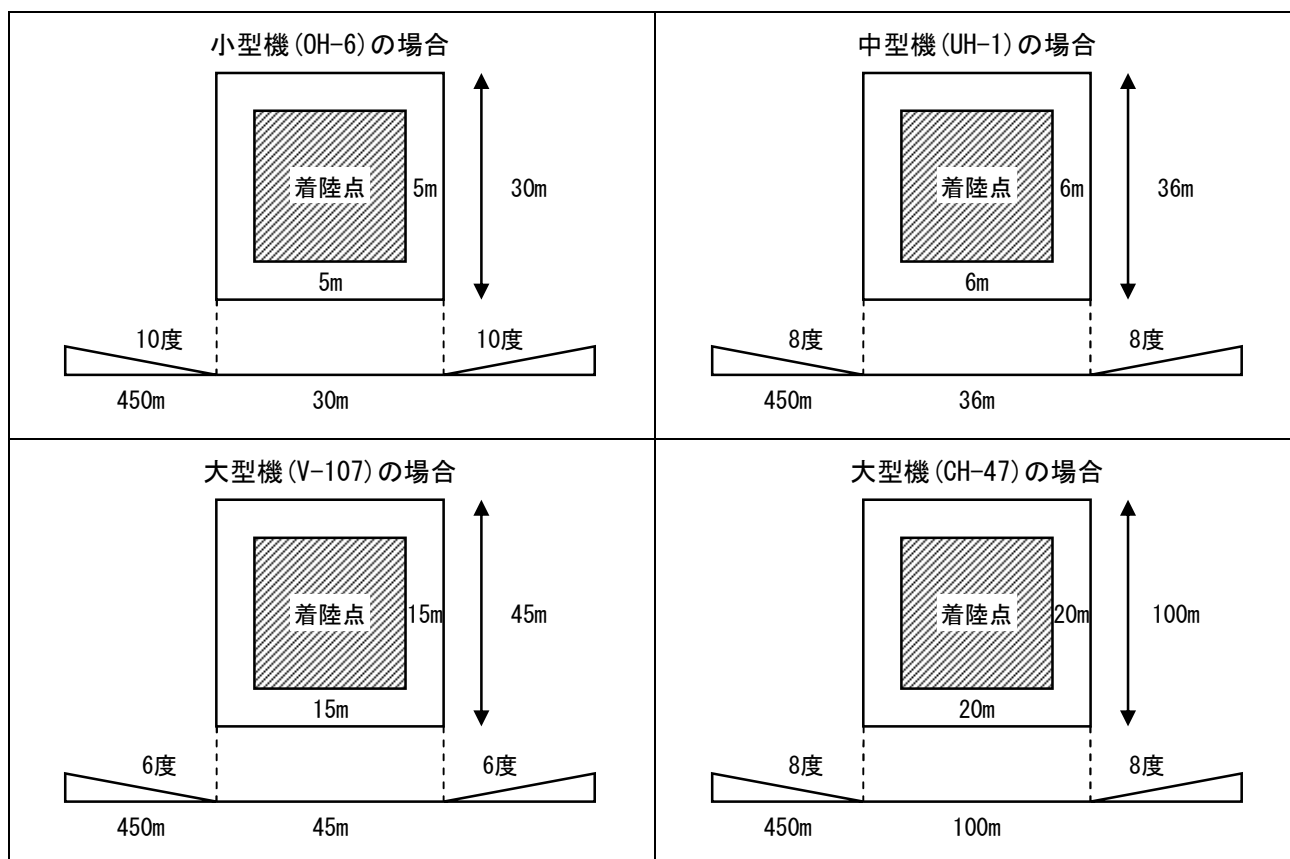
## (4)ヘリコプター発着場の設定

ヘリコプターの離着陸のための適地としては、平坦（こう配  $40^{\circ} \sim 50^{\circ}$  以下）であって、周囲に建物、かん木及び電線等の障害物がなく、また積雪のある場合は踏み固める。

ア 次の基準を満たす地積（臨時離着陸場）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

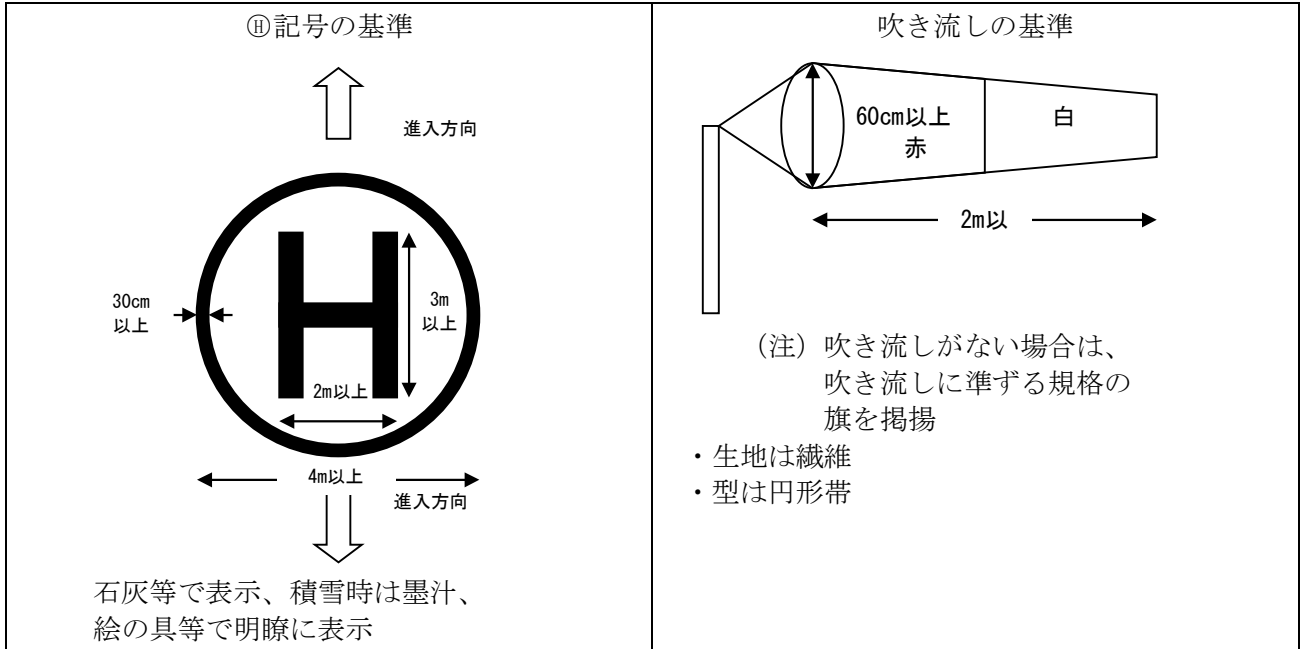


(ア) ヘリコプターの機種別による着陸地点及び無障害地点の基準



(イ) 着陸地点の地盤は、堅固で平坦地であること。

イ 着陸地点には、次の基準のⓂ記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。



ウ 危害予防の措置

(ア) 着陸地帯への立入禁止

着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれがある範囲には、立ち入らせない。

(イ) 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

## 第5部 情報伝達方法及び通信施設に関する資料

### 1. 石川県防災行政無線（衛星系）一覧

No.	回線種類	電話番号	契約担当課	設置(定置)場所
1	衛星電話	80-323-10	管財課	本庁舎1階 危機管理課
2	衛星電話	80-323-11	管財課	本庁舎1階 危機管理課
3	衛星電話	80-462-10	消防本部	防災センター5階 消防指令室
4	衛星ファックス	80-323-21	管財課	本庁舎1階 危機管理課
5	衛星ファックス	80-462-21	消防本部	防災センター5階 消防指令室

### 2. 衛星携帯電話一覧

No.	回線種類	電話番号	契約担当課	設置(定置)場所
1	ワイドスターⅢ	090-3184-3113	危機管理課	本庁舎1階 危機管理課
2	ワイドスターⅢ	090-3184-3329	危機管理課	防災センター5階 消防指令室
3	ワイドスターⅢ	090-3184-3413	危機管理課	市立病院1階 総務課

## 3. 能美市防災行政無線移動系無線一覧

番号	呼出名称呼出符号	設置場所	局番号
1	ぼうさいのみ100	危機管理課（統制台）	100
2	ぼうさいのみ111	危機管理課（統制台ポータブル）	111
3	ぼうさいのみ110	来丸町1110番地 能美市役所当直室（統制リモコン）	110
4	ぼうさいのみ121	寺井町た35番地 能美市役所寺井分室（農林課、土木課）	121（121**1）
5	ぼうさいのみ131	大成町ヌ118番地 根上総合文化会館（まなび文化スポーツ課、文化会館203）	131（131**1）
6	ぼうさいのみ201	来丸町1110番地 能美市役所（プリウス）	201
7	ぼうさいのみ204	来丸町1110番地 能美市役所（レジアスエース）	204
8	ぼうさいのみ205	寺井町た35番地 寺井分室（セレナ）	205
9	ぼうさいのみ206	来丸町1110番地 能美市役所（プロボックス）	206
10	ぼうさいのみ207	来丸町1110番地 能美市役所（タント）	207
11	ぼうさいのみ208	来丸町1110番地 能美市役所（エクリブスクロス）	208
12	ぼうさいのみ209	寺井町た35番地 寺井分室（エクストレイル）	209
13	ぼうさいのみ210	寺井町た35番地 寺井分室（エクストレイル）	210
15	ぼうさいのみ211	寺井町た35番地 寺井分室（ハイラックス）	211
16	ぼうさいのみ212	寺井町た35番地 寺井分室（フォレスト）	212
17	ぼうさいのみ213	大成町ヌ118番地 根上総合文化会館（カローラフィールダー）	213
18	ぼうさいのみ214	大成町ヌ118番地 根上総合文化会館（カローラフィールダー）	214
19	ぼうさいのみ215	大成町ヌ118番地 根上総合文化会館（ウェイク）	215
20	ぼうさいのみ216	大成町ヌ118番地 根上総合文化会館（サクシード）	216

呼出名称呼出符号	設置場所	局番号
ぼうさいのみ301	中町カ14番地 浜小学校	301
ぼうさいのみ302	福岡町ハ35番地 福岡小学校	302
ぼうさいのみ303	寺井町ヨ60番地 寺井小学校	303
ぼうさいのみ304	湯谷町ヘ76番地 湯野小学校	304
ぼうさいのみ305	栗生町ロ45番地 栗生小学校	305
ぼうさいのみ306	辰口町735番地 辰口中央小学校	306
ぼうさいのみ307	宮竹町イ153番地 宮竹小学校	307
ぼうさいのみ308	和気町イ140番地 和気小学校	308
ぼうさいのみ309	浜町ワ60番地 根上中学校	309
ぼうさいのみ310	寺井町ラ161番地 寺井中学校	310
ぼうさいのみ311	辰口町129番地 辰口中学校	311
ぼうさいのみ312	寺井町ヨ47番地 寺井地区公民館	312
ぼうさいのみ313	辰口町ヌ10番地 辰口福祉会館	313
ぼうさいのみ314	寺井町ヌ48番地 能美市健康福祉センター「サンテ」	314
ぼうさいのみ315	寺井町タ8番地1 能美市社会福祉協議会	315
ぼうさいのみ316	大浜町ノ85番地 能美市立病院	316
ぼうさいのみ317	大浜町ム52番地18 はまなすの丘	317
ぼうさいのみ318	寺井町中84番地 寺井中央児童館	318
ぼうさいのみ319	宮竹町ハ7番地 宮竹コミュニティセンター	319

## 4. 石川県防災行政無線（衛星系）電話番号一覧

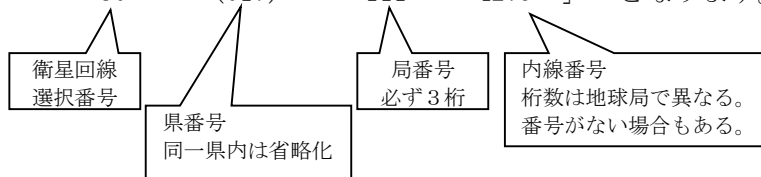
局名	機関名等	電話番号	FAX番号
石川県危機管理監部 危機対策課	企画調整G	80-111-4285	80-111-6743
		80-111-4286	
		80-111-4239	
		80-111-4284	
	危機管理G	80-111-4279	
		80-111-4277	
	防災対策G	80-111-4281	
		80-111-4289	
		80-111-4290	
		80-111-4314	
	原子力防災	80-111-4235	
		80-111-4236	
	自主防災推進G	80-111-4237	
80-111-4238			
80-111-4291			
防災システムG	80-111-5130		
	80-111-4295		
災害対策本部室	80-111-4300		
石川県危機管理監部 原子力安全対策室	担当	80-111-4232	80-111-6744
		80-111-4233	
		80-111-4234	
石川県危機管理監部 消防保安課	消防G	80-111-4287	80-111-6744
		80-111-4288	
		80-111-4294	
	保安G	80-111-4292	
		80-111-4276	
80-111-4293			
石川県危機管理監部 消防保安課（小松空港）	航空消防防災G	80-158-10	80-158-21
南加賀土木総合事務所	庶務課	80-132-10	80-132-21
南加賀保健福祉センター	総務課	80-121-16	80-121-23
能美市消防本部	消防指令室	80-462-10	80-462-21
石川県立中央病院	管理局総務課	80-111-7551	80-111-7561
能美市	危機管理課	80-323-10	80-323-21
小松市	危機対策課	80-203-10	80-203-21
白山市	危機管理課	80-208-10	80-208-21
第9管区海上保安本部金沢海上保安部	通信所	80-111-7554	80-111-7564
陸上自衛隊第14普通科連隊	第3科	80-111-7552	80-111-7562
日本赤十字社石川県支部	事業推進課	80-111-7550	80-111-7560
金沢地方気象台		80-111-7558	80-111-7568

※防災行政無線（衛星電話・FAX）のかけ方

○県内通話の場合は県番号をダイヤルする必要はありません。

例：石川県危機管理監部危機対策課危機管理Gにかける場合

「 80 - (017) - 111 - 4279 」 となります。



## 5. 能美市防災行政無線（同報系）設置場所

番号	識別信号	設置場所	屋外拡声子局	再送信局
1	ぼうさいのみ	来丸町1110番地 能美市役所		
2	ぼうさいせんたーちゅうけい	寺井町ク9番地1 能美市防災センター		
3	ぼうさいみつくち	三ツ口町942番地 三ツ口公民館横広場		○
4	ぼうさいあかい	赤井町は2番地 赤井地区広域働く婦人の家	○	
5	ぼうさいにしとうだ	西任田町イ33番地 西任田町学習等共用施設	○	
6	ぼうさいごけんどう	五間堂町丁78番地 五間堂町学習等共用施設	○	
7	ぼうさいなかのしょう	中庄町丁72番地 中庄町コミュニティセンター	○	
8	ぼうさいふくおか	福岡町口136番地1 福岡町学習等共用施設	○	
9	ぼうさいにしふたくち	西二口町122番地 根上老人福祉センター	○	
10	ぼうさいなかのごう	中ノ江町イ1番地 中ノ江町農村婦人の家	○	
11	ぼうさいたかさか	高坂町ハ99番地1 高坂・根上町学習等共用施設	○	
12	ぼうさいしものごう	下ノ江町西212番地 下ノ江町学習等共用施設	○	
13	ぼうさいさんたうん	下ノ江町6番地 サントウンコミュニティーセンター	○	
14	ぼうさいはまかいはず	浜開発町丁135番地1 浜開発八幡神社	○	
15	ぼうさいたいせい	大成町ヌ45番地 大成保育園	○	
16	ぼうさいふくしま	福島町ヘ63番地2 福島町学習等共用施設	○	○
17	ぼうさいよしはら	吉原町138番地3 吉原水道管理センター北	○	
18	ぼうさいよしはらがまや	吉原釜屋町イ22番地 吉原釜屋町学習等共用施設	○	
19	ぼうさいおおはま	大浜町ク60番地1 大浜町学習等共用施設	○	
20	ぼうさいなかまち	中町ソ60番地2 中町学習等共用施設	○	
21	ぼうさいはままち	浜町ワ143番地 浜町学習等共用施設	○	

番号	識別信号	設置場所	屋外拡声子局	再送信局
22	ぼうさいどうりん	道林町ホ153番地1 道林町消防ポンプ格納庫	○	○
23	ぼうさいやまぐち	山口町へ116番地4 旧山口町会館	○	
24	ぼうさいてらいやまじどうこうえん	寺井町や79番地 寺井山児童公園	○	
25	ぼうさいてらいしょうがっこう	寺井町ヨ60番地 寺井小学校運動場	○	
26	ぼうさいてらいちゅうがっこう	寺井町ラ160番地 寺井中学校運動場	○	
27	ぼうさいおおながの	大長野町ロ58番地4 大長野運動広場	○	
28	ぼうさいこすぎ	小杉町イ81番地3 小杉町コミュニティセンター	○	
29	ぼうさいうしじま	牛島町タ31番地 牛島町集落センター	○	
30	ぼうさいいずみだい	泉台町中192番地 泉台町コミュニティセンター	○	
31	ぼうさいゆのしょうがっこう	湯谷町へ76番地 湯野小学校運動場	○	
32	ぼうさいゆのたに	湯谷町レ136番地 湯谷町集落センター	○	
33	ぼうさいいしこ	石子町ハ56番地2 石子町集落センター	○	
34	ぼうさいあきつね	秋常町ト129番地 秋常町学習等共用施設	○	
35	ぼうさいしんぼ	新保町73番地 新保町農業研修センター	○	
36	ぼうさいあおしょうがっこう	粟生町ロ45番地 粟生小学校運動場	○	
37	ぼうさいあお	粟生町中122番地 粟生西公園	○	
38	ぼうさいてらいこうこう	吉光町ト90番地1 寺井高校運動場	○	
39	ぼうさいわさだに	和佐谷町丁5番地 和佐谷公民館	○	
40	ぼうさいいわもと	岩本町461番地1 宮竹用水沈砂池横農道	○	○
41	ぼうさいとだしの	灯台笹町1022番地2 灯台笹町公民館	○	
42	ぼうさいさいえんすぱーく	旭台一丁目35番地 北陸先端科学技術大学院大学体育館	○	
43	ぼうさいみやたけ	宮竹町イ153番地 宮竹小学校運動場	○	

番号	識別信号	設置場所	屋外拡声子局	再送信局
44	ぼうさいながたき	長滝町63番地 長滝公民館	○	
45	ぼうさいいわうち	岩内町リ78番地3 岩内公民館	○	
46	ぼうさいものみやまうんどうこうえん	来丸町ワ12番地 物見山運動公園	○	
47	ぼうさいらいまる	来丸町92番地 来丸地区農業構造改善センター	○	
48	ぼうさいみつや	三ツ屋町イ22番地2 三ツ屋地区水田利用再編集落拠点施設	○	
49	ぼうさいゆのや	湯屋町ト33番地 湯屋集会場	○	
50	ぼうさいかみとくさん	徳山町221番地1 上徳山公民館	○	
51	ぼうさいしもとくさん	徳山町下46番地2 下徳山農業集落排水施設	○	
52	ぼうさいしもかいはつ	下開発町エ23番地4 下開発地区コミュニティー施設	○	
53	ぼうさいとくひさ	徳久町ニ27番地 久常コミュニティーセンター	○	
54	ぼうさいきたいち	北市町ホ51番地 北市町集会場	○	
55	ぼうさいわけしょうがっこう	和気町イ140番地 和気小学校運動場	○	
56	ぼうさいわけ	和気町へ195番地 和気公民館前広場	○	
57	ぼうさいわこうだい	和光台三丁目 和光台2号公園	○	○
58	ぼうさいたち	館町69番地3 館地区集落センター	○	
59	ぼうさいこんごうじ	金剛寺町丁203番地 金剛寺生活改善センター	○	○
60	ぼうさいつぼの	坪野町128番地 坪野生活改善センター	○	
61	ぼうさいなべたに	鍋谷町ツ58番地2 鍋谷町消防ポンプ格納庫	○	○
62	ぼうさいくちなべたに	鍋谷町578番地1 鍋谷農業集落排水施設	○	
63	ぼうさいぶつだいじ	仏大寺町10番地 むくろじ会館	○	
64	ぼうさいみどりがおか	緑が丘九丁目194番地1 緑が丘日吉神社	○	○
65	ぼうさいまつがおか	松が岡五丁目33番地 松が岡コミュニティーセンター	○	

## 6. 河川等監視カメラ

番号	町(内)会	地番等	設置場所	監視部分	一般公開
1	福岡町	福岡町甲	市道福島西二口線	西川	○
2	下ノ江町	下ノ江町口31番地4	小松インター線交差点歩道横	西川排水路	○
3	下ノ江町	下ノ江町口	市道サントウン12号線	道路の冠水	○
4	福島町	福島町い	西川合流点付近遊歩道	西川排水路	○
5	福島町	福島町へ	福島町学習等共用施設裏遊歩道	西川排水路	○
6	福島町	福島町へ	市道しらさぎの里1号線	道路の冠水	
7	福島町	福島町ほ108番地	根上野球場駐車場	道路の冠水	○
8	大成町	大成町リ	市道大成14号線	道路の冠水	
9	山口町	山口町ヲ3番地6	木曾街道線隧道上市道	隧道の冠水	○
10	寺井町	寺井町ハ	ウエルシア能美寺井店駐車場	道路の冠水	
11	寺井町	寺井町リ	市道寺井東15号線	道路の冠水	
12	大長野町	大長野町ト	大長野南3号線隧道上市道	隧道の冠水	○
13	末信町	末信町へ	排水路沿い道路敷	八丁川	○
14	佐野町	佐野町い47番地	川蟬公園	得橋用水	○
15	湯谷町	湯谷町ト	湯野小学校東側 ホームランド湯野付近	排水路水位	○
16	湯谷町	湯谷町へ	湯野小学校グラウンド西側 得橋用水沿い	得橋用水	○
17	大口町	大口町イ	排水路沿い通路	排水路水位	○
18	長滝町	長滝町ワ	排水路沿い遊歩道	排水路水位	○
19	岩内町	岩内町イ	能美農協辰口支店裏	宮竹用水	○
20	岩内町	岩内町	加賀産業開発道路 岩内交差点付近歩道	道路の冠水	○
21	辰口町	辰口町	辰口温泉交差点北側 排水路沿い通路	道路の冠水	
22	辰口町	辰口町13番地	辰口温泉足湯付近	道路の冠水	
23	徳山町	徳山町山の部タ	山川用水沿い	山川用水	○
24	寺島町	寺島町101番地	八幡神社前	鍋谷川	○
25	金剛寺町	金剛寺町	県道小松・辰口線沿い	館谷川	○
26	坪野町	坪野町ホ4番地	坪野町地内公園	館谷川	○
27	仏大寺町	仏大寺町	仏大寺地区処理場前歩道	道路の冠水	○

## 第6部 防災に関する応援協定等

### 1. 市町関係協定

No	応援協定等の名称	締結先	締結年月日	担当課
1	石川県内市災害時相互応援協定	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、白山市、かほく市、能美市、野々市市	H17. 8. 24 H24. 1. 25	危機管理課
2	南加賀3市1町災害時相互応援協定	小松市、加賀市、能美市、川北町	H17. 11. 1	危機管理課
3	日本水道協会石川県支部災害時相互応援に関する協定	石川県、金沢市、加賀市、かほく市、小松市、珠洲市、七尾市、羽咋市、白山市、輪島市、穴水町、内灘町、野々市市、志賀町、津幡町、中能登町、能登町、宝達志水町	H22. 5. 14	上下水道課
4	能美市、知立市災害時相互応援協定	知立市	H26. 1. 30	危機管理課
5	能美市、越前市災害時相互応援協定	越前市	H26. 7. 4	危機管理課
6	大規模災害等の相互応援に関する協定	在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会（21市町村）	H27. 3. 31	危機管理課

### 2. 災害復旧・調査協定

No	応援協定等の名称	締結先	締結年月日	担当課
1	災害時等における応急対策工事に関する基本協定	社団法人小松能美建設業協会	H19. 1. 29	土木課
2	災害時等における応急対策工事に関する基本協定	能美市管工事協同組合	H19. 5. 31	上下水道課
3	災害時における応急対策活動に関する協力協定	石川県電気工事工業組合	H19. 8. 31	危機管理課
4	災害時における応急対策活動に関する協力協定	財団法人北陸電気保安協会	H20. 2. 15	危機管理課
5	災害時における公共施設等の応急工事等の協力に関する業務基本協定	辰口建設懇話会	H25. 12. 27	土木課
6	災害時における公共施設等の応急工事等の協力に関する業務基本協定	寺井地区土木技術部会	H26. 2. 18	土木課
7	災害時における街路樹等の倒木処理等に関する協定	能美市緑化協会	H26. 2. 18	土木課
8	災害時における応急対策業務に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	H27. 3. 30	上下水道課
9	災害時における住宅被害認定調査に関する協定	小松市、加賀市、川北町、(社)石川県建築士会小松能美支部及び加賀支部	R4. 11. 14	税務債権課
10	損害調査結果の提供及び利用に関する協定	三井住友海上火災保険株式会社 金沢支店	R6. 12. 16	税務債権課
11	災害時における管路施設の復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	R7年6月6日	上下水道課

### 3. 放送協定

No	応援協定等の名称	締結先	締結年月日	担当課
1	災害時における緊急放送の要請に関する協定	株式会社テレビ小松	H23. 7. 21	広報広聴課

### 4. 救急救護協定

No	応援協定等の名称	締結先	締結年月日	担当課
1	災害時の医療救護に関する協定	能美市医師会	H20. 2. 22	健康推進課

### 5. 物資供給・輸送等協定

No	応援協定等の名称	締結先	締結年月日	担当課
1	災害時における緊急用燃料の供給に関する協定	社団法人石川県エルピーガス協会 小松支部	H23. 8. 24	危機管理課
2	災害時における飲料水の供給に関する協定	北陸コカ・コーラボトリング株式会社	H24. 2. 16	危機管理課
3	災害時における支援協力に関する協定	生活協同組合コープいしかわ	H25. 10. 3	危機管理課
4	災害時における石油燃料の優先供給に関する協定	石川県石油商業組合能美支部	H26. 1. 14	危機管理課
5	災害時における物資供給及び貸与に関する協定	(株)ライフケアウェルネス (Lifecareいしかわ)	H27. 3. 20	保険年金課
6	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	千代田機電株式会社	H28. 10. 17	危機管理課
7	災害時における物資供給に関する協定	株式会社山岸	R2. 4. 30	危機管理課
8	災害時における物資供給に関する協定	特定非営利活動法人ボランティア・アーキテクト・ネットワーク 小松マテール株式会社	R2. 11. 11	危機管理課
9	災害時における物資供給に関する協定	アンカー・ジャパン株式会社	R2. 12. 10	危機管理課
10	災害時等における資機材の供給に関する協定	株式会社アクティオ	R4. 12. 15	危機管理課
11	災害時における物資供給に関する協定	株式会社歯愛メディカル	R5. 10. 2	危機管理課
12	災害時における炊き出し等に関する協定	株式会社能美スクールランチパートナーズ	R7. 11. 21	教育総務課
13	災害時における物資供給に関する協定	社会福祉法人能美市社会福祉協議会・一般社団法人Smart Supply Vision・東京海上日動火災保険株式会社	R8. 3. 26	危機管理課

## 6. 指定福祉避難所・福祉避難所協定

No	応援協定等の名称	締結先	締結年月日	担当課
1	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	市内介護老人福祉施設、介護老人保健施設、障害者支援施設	H25. 12. 25	保険年金課
2	災害時における福祉避難所への人的支援に関する協定	株式会社ニチイ学館（ニチイケアセンター能美）	H27. 3. 20	保険年金課
3	災害時における福祉避難所への人的支援に関する協定	社会福祉法人陽翠水（ビジットケアひすい）	H27. 3. 20	保険年金課
4	災害時における福祉避難所への人的支援に関する協定	合同会社みさき（ふたばケアセンター）	H27. 3. 20	保険年金課
5	災害時における福祉避難所への人的支援に関する協定	能美市立病院 訪問看護ステーション	H27. 3. 20	保険年金課
6	災害時における福祉避難所への人的支援に関する協定	株式会社優・優（訪問看護ステーションたんぼぼ）	H27. 3. 20	保険年金課
7	災害時における福祉避難所への人的支援に関する協定	一般社団法人石川県医療在宅ケア事業団（能美訪問看護ステーション）	H27. 4. 1	保険年金課
8	災害時における福祉避難所への人的支援に関する協定	医療法人社団和楽仁（ほうじゅ訪問看護・リハステーション緑が丘）	H27. 4. 1	保険年金課

## 7. 消防関係協定

No	応援協定等の名称	締結先	締結年月日	担当課
1	石川県消防広域応援協定	石川県、県内18市町、羽咋郡市広域圏事務組合、白山野々市広域事務組合、奥能登広域圏事務組合	H3. 8. 1	消防本部
2	石川県消防防災ヘリコプター支援協定	石川県、県内18市町、羽咋郡市広域圏事務組合、白山野々市広域事務組合、奥能登広域圏事務組合	H26. 4. 1	消防本部
3	小松市・能美市消防相互応援協定	小松市	H29. 4. 1	消防本部
4	能美市・川北町消防相互応援協定	川北町	H29. 4. 1	消防本部
5	高速自動車国道北陸自動車道における消防及び救急業務応援協定	金沢市、白山野々市広域事務組合、能美市、小松市、加賀市	H29. 4. 1	消防本部
6	災害時における消防用水等の供給支援協力に関する協定	加能菱光コンクリート株式会社	H29. 9. 15	消防本部
7	災害時における消防用水等の供給支援協力に関する協定	北陸白山生コンクリート株式会社	H29. 9. 15	消防本部
8	白山市・能美市消防相互応援協定	白山市	H29. 10. 1	消防本部
9	能美市・白山野々市広域事務組合消防相互応援協定	白山野々市広域事務組合	H29. 10. 1	消防本部
10	能美市消防活動支援協定	市内41の町会・町内会に組織される40団	R4. 3. 21	消防本部

## 8. その他の協定

No	応援協定等の名称	締結先	締結年月日	担当課
1	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省北陸地方整備局	H23. 3. 1	危機管理課
2	災害時における隊友会の協力に関する協定	公益社団法人隊友会石川県隊友会	H25. 1. 17	危機管理課
3	地域見守りに関する協定	生活協同組合コープいしかわ	H25. 10. 3	福祉課
4	安心安全に関する協定	のみ商業協同組合	H26. 6. 30	福祉課
5	能美市と北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社との包括連携に関する協定	北陸電力株式会社 北陸電力送配電株式会社	R4. 6. 2	企画地域振興課
	大規模災害時における相互連携に関する確認書			危機管理課
	大規模災害時における停電復旧に係る応急措置の実施に支障となる障害物の除去等に関する確認書			危機管理課
6	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	R4. 8. 25	危機管理課
7	災害福祉活動支援に関する相互連携協定	能美市社会福祉協議会 能美ライオンズクラブ	R4. 12. 5	危機管理課
8	特設公衆電話の設置・利用に関する協定	西日本電信電話株式会社 北陸支店	R5. 3. 10	危機管理課
9	手取川宮竹用土地改良区の用水に関する治水協力協定	小松市 手取川宮竹用土地改良区	R5. 6. 5	土木課
10	災害発生時における能美市と日本郵便株式会社の協力に関する協定	能美市内郵便局・小松郵便局	R5. 6. 12	危機管理課
11	災害時における避難所等としての施設利用に関する協定	石川日野自動車株式会社	R5. 7. 31	危機管理課
12	災害時における避難所としての施設利用に関する協定	株式会社歯愛メディカル	R5. 10. 2	危機管理課
13	災害等における応援業務に関する協定	ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 北陸支店	R6. 11. 27	上下水道課
14	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	株式会社バカン	R7. 3. 24	危機管理課
15	防災減災対策における地域防災力の向上に関する協定	能美防災株式会社	R7. 8. 25	危機管理課
16	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便株式会社	R7. 9. 30	危機管理課
17	災害時における施設の提供協力等に関する協定	日本通運株式会社	R8. 2. 25	危機管理課
18	災害時における応急対策活動の支援に関する協定	日本碍子株式会社・北陸電力株式会社・北陸電力ピズ・エナジーソリューション株式会社	R8. 3. 30	危機管理課

## 9. 主要な相互応援協定書

### (1) 南加賀3市1町災害時相互応援協定

南加賀3市1町は、いずれかの市町域において災害(災害対策基本法第2条第1項に規定する災害をいう。)が発生した場合において、被災市町の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

#### (応援の種類)

第1条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧活動等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣並びにボランティアの斡旋
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者に対する住宅の提供
- (6) 被災者児童生徒の受け入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

#### (応援要請の手続き)

第2条 応援を受けようとする被災市町は、次の事項を明らかにして、先ず口頭、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

#### (応援の実施)

第3条 応援を要請された市町は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

#### (応援経費の負担)

第4条 応援を要した経費は、原則として応援を要請した市町の負担とする。

- 2 応援を要請した市町が、前項に規定する経費を支弁することが困難であり、かつ、応援を要請した市町から申し出があった場合は、応援を要請された市町は、一時立替支弁するものとする。

#### (連絡担当部局)

第5条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ的確に行われるよう、各市町に次のとおり連絡担当部局を置く。

- (1) 小松市 総務企画部 総務課
- (2) 加賀市 総務部 行財政課
- (3) 能美市 環境安全部 環境生活課
- (4) 川北町 総務課

#### (応援の自主出動)

第6条 災害が発生し、被災市町との連絡が取れない場合で、応援を行おうとする市町が必要と認めたときは、調査隊を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

- 2 前項の応援に要した経費の負担については、第4条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする市町の負担とする。

(体制の整備)

第7条 市町は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度市町が協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成17年11月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書4通を作成し、記名のうえ、各1通を保有するものとする。

平成17年11月1日

小 松 市	小 松 市 長	西 村	徹
加 賀 市	加 賀 市 長	大 幸	甚
能 美 市	能 美 市 長	酒 井 悌 次 郎	
川 北 町	川 北 町 長	西 田 耕 豊	

## (2) 石川県内市災害時相互応援協定

石川県内の各市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生し、被害を受けた市（以下「被災市」という。）が十分な応急措置を自ら実施できない場合において、当該被災市の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、相互に応援協力することについて、次のとおり協定を締結する。

### （応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとし、職員等の派遣及び資機材の提供を含むものとする。

- (1) 市民の生命と財産を守るための救出救助、消火、医療救護、防疫等の応急活動
- (2) 食糧、飲料水、生活必需物資その他の生活物資の供給活動
- (3) 清掃活動
- (4) 水道、下水道等の応急復旧活動
- (5) 被災児童生徒の受入れ
- (6) 被災者に対する住宅の提供
- (7) ボランティアのあっせん
- (8) その他特に必要と認める災害応急対策及び災害復旧活動

### （応援要請と応援活動の実施）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、当該被災市以外の協定市に対して応援要請の内容を明らかにして口頭又は文書により応援を要請し、応援を要請された協定市は全面的に応援活動を実施するものとする。

2 前項の規定により口頭で応援を要請した場合は、当該応援を要請した協定市に対し後日速やかに応援要請書を送付するものとする。

### （緊急応援活動の実施）

第3条 前条の規定にかかわらず、いずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡が取れない場合には、当該被災市以外の協定市は相互に連絡調整するとともに、自主的判断により緊急応援活動を実施するものとする。

### （経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協定市が協議して定めるものとする。

### （連絡担当部局）

第5条 協定市は、あらかじめ相互に応援協力するための連絡担当部局を定め、地震等の大規模な災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

### （その他）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

### （効力の発生）

第7条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書11通を作成し、協定市は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年1月25日

金沢市	金沢市長	山野之義
七尾市	七尾市長	武元文平
小松市	小松市長	和田慎司
輪島市	輪島市長	梶文秋
珠洲市	珠洲市長	泉谷満寿裕
加賀市	加賀市長	寺前秀一
羽咋市	羽咋市長	山辺芳宣
白山市	白山市長	作野広昭
かほく市	かほく市長	油野和一郎
能美市	能美市長	酒井悌次郎
野々市市	野々市市長	粟貴章

### (3) 石川県消防防災ヘリコプター支援協定

#### (趣旨)

第1条 この協定は、石川県内の市町及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害により被害を最小限に防止するため、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第2項の規定に基づき、石川県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「ヘリコプター」という。）の支援を求めることに關し、必要な事項を定めるものとする。

#### (協定区域)

第2条 本規定に基づき市町等がヘリコプターの支援を求めることができる区域は、当該市町等の区域とする。

#### (災害の範囲)

第3条 この協定において「災害」とは、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

#### (支援要請)

第4条 この協定に基づく支援要請は、災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、ヘリコプターの活動が必要と判断した場合に石川県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町等の区域に拡大し、又は影響を与える恐れのある場合
- (2) 発災市町等の消防力によっては、災害の防御又は災害情報の収集が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等緊急性があり、かつ、ヘリコプター以外に適切な手段がなく、ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

#### (支援要請の方法)

第5条 支援要請は、石川県消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）に電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。なお、支援要請時にすべての事項について明らかにするいとまがない場合には、必要最小限の事項を連絡するものとし、他の事項については、判明次第速やかに航空隊に連絡するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の市町側の最高指揮者の職氏名並びに連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

#### (支援要請方法の特例)

第6条 知事は、前条に掲げる支援要請がない場合でも、発災後に収取した被害規模の情報の内容から判断して、緊急に派遣の必要があると認められる場合であって、通信網等の途絶等で発災市町等と禪定に定める通常の手段がとれない場合については、市町長からの要請があったものとみなして、航空隊を派遣し、支援を実施することができる。

#### (航空隊の派遣)

第7条 知事は、第4条の規定により支援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、航空隊を派遣するものとする。

- 2 知事は、第4条の規定による支援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。
- 3 前項の場合において、知事は、知事と他の都道府県知事等との間で別途締結する協定等に基づき、他の都道府県が保有するヘリコプター等の応援による支援を実施できる場合には、その旨を速やかに発災市長等の長に通報し、当該市町長の要請がある場合には、他の都道府県知事等に対して応援を求

めるものとする。

(航空隊の隊員の活動)

第8条 前条第1項の規定により支援する場合において、災害現場における航空隊の隊員の活動は、発災市町等の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

(消防用無線局の管理及び運用)

第9条 石川県は、第4条に基づく支援要請の活動を行うにあたり、発災市町等との連携を緊密にするため、ヘリコプター及び航空隊に消防用無線局を整備する。

2 前項の無線局の管理及び運用については、別に定める石川県消防防災用ヘリコプターと消防機関との通信に係る無線局の管理及び運用に関する取扱い基準によるものとする。

(経費負担)

第10条 この協定に基づく支援に要する運航経費は、石川県が負担するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項は、石川県及び市町等が協議して定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成26年4月1日から適用する。

平成9年4月1日付けで締結した石川県消防防災ヘリコプター応援協定は、平成26年3月31日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、知事及び市町等の長が記名押印のうえ、それぞれ1通を所持する。

石川県知事	谷本正憲	川北町長	前哲雄
金沢市長	山野之義	津幡町長	矢田富郎
七尾市長	不嶋豊和	内灘町長	川口克則
小松市長	和田慎司	志賀町長	小泉勝
輪島市長	梶文秋	宝達志水町長	津田達
珠洲市長	泉谷満寿裕	中能登町長	杉本栄蔵
加賀市長	宮元陸	穴水町長	石川宣雄
羽咋市長	山辺芳宣	能登町長	持木一茂
かほく市長	油野和一郎	能美広域事務組合長	酒井悌次郎
白山市長	作野広昭	羽咋郡市広域圏事務組合長	山辺芳宣
能美市長	酒井悌次郎	白山野々市広域事務組合長	作野広昭
野々市市長	栗貴章	奥能登広域圏事務組合長	梶文秋

#### (4) 能美市、知立市災害時相互応援協定

能美市と知立市（以下「協定市」という。）とは、相互扶助の精神に基づき、協定市の区域内において災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、被災者救護等の応急措置の実施が十分できない場合において被災者に対する救護等を実施するための応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

##### （連絡窓口）

第1条 協定市は、必要な情報等を相互に提供することにより応援の円滑な運営を図るため、あらかじめ連絡担当部課を定めるものとする。

##### （応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。ただし、応援を行う市の過剰な負担にならない範囲内において実施するものとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需品その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供
- (3) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供及びあっせん
- (4) 応援に必要な職員の派遣
- (5) 災害救助ボランティアのあっせん
- (6) 被災児童生徒の受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

##### （応援の要請手続）

第3条 応援の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに、速やかに文書により通知をするものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる物資等の品目、規格、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる職員の職種、人数等
- (4) 応援を受ける場所及び応援を受ける場所への経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

##### （応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

- 2 協定市は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。
- 3 応援の要請を受けた市が応援を実施できない場合は、当該要請をした市に対し速やかにその旨を連絡しなければならない。

##### （指揮権）

第5条 応援を行う市の職員が応援に従事するときは、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

##### （応援経費の負担）

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

- 2 自主的な判断に基づいて行われた応援に係る経費の負担については、法令その他特別に定めが

あるものを除くほか、応援を行う市の負担とする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度協定市の間で協議して定めるものとする。  
(災害補償等)

第7条 応援に派遣した職員が、業務遂行上に負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援を行う市が負うものとする。

2 応援に派遣した職員が、業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市との往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。  
(平常時における活動等)

第8条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、相互に地域防災計画その他必要な資料を交換するとともに、関係者の交流を図るものとする。  
(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。  
(効力の発生)

第10条 この協定は、協定を締結した日からその効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、立会人同席のもと、本協定書2通を作成し、協定市それぞれ署名捺印の上、各1通を保有する。

平成26年1月30日

能美市来丸町1110番地

能美市長 酒井悌次郎

知立市広見三丁目1番地

知立市長 林 郁 夫

(立会人)

能美市来丸町1110番地

能美市議会議長 東 正 幸

(立会人)

知立市広見三丁目1番地

知立市議会議長 坂 田 修

## (5) 能美市、越前市災害時相互応援協定

能美市及び越前市（以下「協定市」という。）は、相互扶助の精神に基づき、協定市の区域内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、被災者救護等の実施が十分できない場合において、当該被災者救護等を実施するための応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

### （連絡窓口）

第1条 協定市は、必要な情報等を相互に提供することにより応援の円滑な運営を図るため、あらかじめ連絡担当課を定めるものとする。

### （応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需品その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供
- (3) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供及びあっせん
- (4) 応援に必要な職員の派遣
- (5) 災害救助ボランティアのあっせん
- (6) 被災児童生徒の受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった応援

### （応援の要請手続）

第3条 応援の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに速やかに文書により通知をするものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から3号までに掲げる物資等の品目、規格、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる職員の職種、人数等
- (4) 応援を受ける場所及び応援を受ける場所への経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか応援を必要とする事項

### （応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

- 2 協定市は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認めるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。
- 3 応援の要請を受けた市が応援を実施できない場合は、当該要請をした市に速やかにその旨を連絡しなければならない。

### （指揮権）

第5条 応援を行う市の職員が応援に従事するときは、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

### （応援経費の負担）

第6条 応援に要する経費は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

- 2 自主的な判断に基づいて行われた応援に係る経費の負担については、法令その他特別に定めが

あるものを除くほか、応援を行う市の負担とする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度協定市が協議の上定めるものとする。

(災害補償等)

第7条 応援に派遣した職員が、業務遂行上に負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援を行う市が負うものとする。

2 応援に派遣した職員が、業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市との往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

(平常時における活動等)

第8条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、相互に地域防災計画その他必要な資料を交換するとともに、関係者の交流を図るものとする。

(その他)

第9条 この協定による応援の実施について必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定市が協議の上定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、協定を締結した日からその効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市それぞれ署名捺印の上、各1通を保有する。

平成26年7月4日

石川県能美市

能美市長

酒井悌次郎

福井県越前市

越前市長

奈良俊幸

## (6) 在日米軍再編に係る訓練移転先 6 基地関係自治体連絡協議会における 大規模災害等の相互応援に関する協定

### (目的)

第 1 条 この協定は、在日米軍再編に係る訓練移転先 6 基地関係自治体協議会に加盟する市町村（以下「協定市町村」という。）において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被害を受けた協定市町村（以下「被災市町村」という。）独自では、被災者の救援等の対策が十分に実施できない大規模な災害である場合に、協定市町村間の相互応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

### (応援の種類)

第 2 条 この協定による応援の種類については、協定市町村に現に所有する物資等で応援可能な範囲に限るものとし、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 被災傷病者の受入れ
- (6) 遺体を火葬するための施設の提供
- (7) 救援、救助、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

### (応援の手続き)

第 3 条 被災市町村は、協定市町村に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
  - (2) 応援の種類
  - (3) 応援の具体的な内容及び必要量
  - (4) 応援を希望する期間
  - (5) 応援場所及びその経路
  - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 応援を受けた被災市町村は、応援を実施した協定市町村に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

### (応援の実施)

第 4 条 前条第 1 項の規定により応援要請を受けた協定市町村は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村に連絡し、その後、直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

### (応援経費の負担)

第 5 条 前条により応援に要した経費の負担区分は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号から第6号に掲げる応援に要する経費については、原則として被災市町村の負担とする。
  - (2) 第2条第7号に掲げる応援に要する経費については、応援市町村の負担とする。
  - (3) 第2条第8号に掲げる応援に要する経費については、その都度協議する。
- 2 被災市町村において前項の規定による経費を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、被災市町村の要請により応援した協定市町村は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。
  - 3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定めるものとする。

(自主応援)

- 第6条 被災市町村との連絡がとれず、被災市町村から応援要請の依頼がない場合において、応援の必要があると認めたときは、被災市町村の情報収集活動を行い、自主的に応援を行うことができる。
- 2 前項の応援に要した経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする協定市町村の負担とする。

(災害補償等)

- 第7条 第2条第7号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。
- 2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災市町村が、被災市町村への往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された協定市町村が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報の交換等)

- 第8条 協定市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう物資等応援に必要な情報の交換を行うとともに、平常時から応援の受入体制の整備に努めるものとする。

(協議)

- 第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(有効期間)

- 第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までにいずれからも申し出がないときは、更に1年間延長し、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本協定所21通を作成し、各協定市町村は記名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成27年3月31日

千 歳 市 長	山 口 幸 太 郎	苫 小 牧 市 長	岩 倉 博 文
三 沢 市 長	種 市 一 正	東 北 町 長	斗 賀 壽 一

六ヶ所村長	戸田 衛	小美玉市長	島田 穰 一
かすみがうら市長	坪井 透	行方市長	鈴木 周 也
鉾田市長	鬼沢 保平	茨城町長	小林 宣 夫
小松市長	和田 慎司	加賀市長	宮元 陸
能美市長	酒井 悌次郎	川北町長	前 哲 雄
築上町長	新川 久三	行橋市長	田中 純
みやこ町長	井上 行春	宮崎市長	戸敷 正文
西都市長	橋田 和美	新富町長	土屋 良 文
高鍋町長	小澤 浩 一		

## (7) 小松市・能美市消防相互応援協定

### (目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、小松市及び能美市で大規模又は特殊な災害が発生した場合において、広域消防の理念に基づき、相互協力を緊密かつ、協調し、消防体制の強化をはかり、連携して災害に対処するために、消防の相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

### (協定市)

第2条 この協定は、小松市及び能美市相互間において締結するものとする。

### (対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害などの自然災害
- (2) 林野火災、中高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害又は列車事故等の集団救急救助事故
- (4) その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの。

### (応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市長又は消防長が、当該市の保有する消防力によっては、災害の防ぎよ又は救助等が困難と認める場合において、第2条に規定する市長又は消防長に対して行うものとする。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに別記様式の応援要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他必要事項

### (応援部隊の派遣)

第5条 市長又は消防長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に支障がない限り消防隊、救助隊及び救急隊を派遣するものとする。

### (応援部隊の指揮)

第6条 要請市における応援部隊の指揮は、要請市長又は消防長が応援部隊の長に対して行うものとする。

### (経費の負担)

第7条 第5条の規定に基づく応援に要した経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか概ね次ぎの区分によるものとする。

- (1) 応援市の負担 機械器具の小破損の修理費用、燃料費用、被服等の補修並びに消防職団員の出場手当及び死傷による補償
- (2) 要請市の負担 (1) に掲げるもの以外のもの。

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度関係者が協議のうえ決定するものとする。

(協定の期間及び改正)

第8条 この協定の有効期限は、締結の日から、平成30年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1ヶ月前までに関係者のいずれからも、この協定の解消又は改正の意思表示がないときは、さらに1年間有効期限を延長するものとし、以後この例による。

3 この協定に疑義又は定めのない事項が生じた場合においては、本協定の主旨により関係者が協議のうえ決定するものとする。

4 この協定の有効期間中であっても、関係者が協議のうえこれを改正することができる。

(協定の証)

第9条 この協定の成立を証するため本書2通を作成し、記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

付 則

この協定の発効に伴い、既に協定済みの消防相互応援協定（平成17年3月1日締結）は、廃止する。

平成29年4月1日

小 松 市 長                      和 田   慎 司

能 美 市 長                      井 出   敏 朗

## (8) 能美市・川北町消防相互応援協定書

### (目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、能美市（以下「甲」という。）と川北町（以下「乙」という。）との消防の相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

### (応援活動の実施)

第2条 甲又は乙は、それぞれの地域内において火災が発生したことを知ったときは、消防団（分団）消防隊をもって応援し、消防活動を行うものとする。

### (白山野々市広域事務組合との協議)

第3条 乙は、前条の応援に関し、白山野々市広域事務組合とあらかじめ十分協議しておくものとする。

### (応援部隊の指揮)

第4条 第2条の規定に基づき応援した消防団（分団）消防隊は、受援側の指揮を受け、行動するものとする。

### (経費の負担)

第5条 第2条の規定に基づく応援に要した経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか概ね次の区分によるものとする。

(1) 応援市町の負担 機械器具の小破損の修理費用、燃料費用、被服等の補修並びに消防団員の出場手当及び死傷による補償

(2) 要請市町の負担 (1) に掲げるもの以外のもの。

2 経費負担について疑義を生じた事項についてはその都度関係者が協議のうえ決定するものとする。

### (協定の期間及び改正)

第6条 この協定の有効期限は、締結の日から、平成30年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1ヶ月前までに関係者のいずれからも、この協定の解消又は改正の意思表示がないときは、さらに1年間有効期限を延長するものとし、以後この例による。

3 この協定に疑義又は定めのない事項が生じた場合においては、本協定の主旨により関係者が協議のうえ決定するものとする。

4 この協定の有効期間中であっても、関係者が協議のうえこれを改正することができる。

### (協定の証)

第7条 この協定の成立を証するため本書2通を作成し、記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

### 付 則

この協定の発効に伴い、既に協定済みの消防相互応援協定（平成17年3月1日締結）は、廃止する。

平成29年4月1日

能 美 市 長 井 出 敏 朗

川 北 町 長 前 哲 雄

## (9) 能美市・白山野々市広域事務組合消防相互応援協定

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づく能美市(以下「甲」という。)と白山野々市広域事務組合(以下「乙」という。)との消防相互応援は、この協定に定めるところによる。

第2条 この協定は、火災又は救急事故若しくは救助事故(以下「火災等」という。)が発生したとき、甲乙相互の消防力を活用し、もって火災等による被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 能美市消防長(以下「甲の消防長」という。)又は白山野々市広域事務組合消防長(以下「乙の消防長」という。)は、甲又は乙いずれかの一方の区域内において、火災等が発生したときは、次により応援するものとする。

- (1) 火災等の規模その他特別の事情により甲の消防長又は乙の消防長から要請があった場合、当該要請に対しその管轄する区域の消防の任に重大な支障を及ぼさない範囲においてに必要な消防隊、救急隊又は救助隊(以下「応援隊」という。)を派遣する。
- (2) 甲の消防長又は乙の消防長は、双方の境界付近において火災等の発生を知ったときは、要請を待つことなく応援隊を派遣することができる。

第4条 応援隊の指揮は、受援側の消防長が行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

第5条 応援のために要した経費は、次により処理するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、機械用燃料その他消耗資機材、隊員の手当及び被服の補修費の諸経費は応援側で負担する。ただし、消費した消火薬剤及び応援が長時間にわたった場合における現地での燃料補給並びに隊員の給食のための経費は、受援側で負担する。
- (2) 隊員の公務災害補償及び賞じゅつ金のために要する経費は、応援側で負担する。
- (3) 応援側が、応援出動中に機械器具に重大な損傷を生じた場合及び建物施設若しくは一般人に損害を与えた場合における損害賠償又は損失補償は、受援側で負担する。ただし、事故の発生状況その他の理由でこれによることが妥当でないと認められるときは、双方協議のうえ定めるものとする。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要とした経費の負担区分については、その都度、双方協議して定めるものとする。

第6条 この協定に疑義が生じた場合又は定めのない事項が生じた場合においては、本協定の主旨に則り双方協議のうえ決定するものとする。

第7条 この協定に定めがあるものを除くほか、消防相互応援の実施について必要な事項は、甲及び乙の消防長が協議して定めるものとする。

第8条 この協定は、締結の日から施行する。

2 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名捺印のうえ各1通を保有する。

### 附則

この協定の施行に伴い、平成23年11月11日締結の能美広域事務組合・白山野々市広域事務組合消防相互応援協定は、廃止する。

平成29年10月1日

能美市長 井出敏朗

白山野々市広域事務組合長 山田憲昭

## 第7部 各種様式、その他

## 1. 被害状況等の判定基準

被害等区分		判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められるもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の診療を受け、又は受ける必要がある者のうち1月以上の治療の要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の診療を受け、又は受ける必要がある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかは問わない。
	全壊 (全焼・全流出)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	半壊 (半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊（全焼）及び半壊（半焼）にいたらない程度の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものをいう。

被害等区分		判定基準
非 住 家	非 住 家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目は属さないもので、全壊（全焼）、半壊（半焼）の被害を受けたものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分を住家とする。
	公 共 建 物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
そ の 他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田 の 冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没、冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	学 校	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道 路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋 り ょ う	道路を連結するため道路、鉄道、河川、運河等の上に仮設された橋とする。
	河 川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために、防護することを必要とする河岸とする。
	海 岸	国土を保全するため防護することを必要とする海岸、又はこれを設置する堤防、護岸、突堤、その他海岸を防護するための施設とする。
	港 湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	空 港	空港整備法（昭和 3 1 年法律第 8 0 号）に規定する空港において、滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、排水施設、証明施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋りょう又は政令で定める空港用地とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	

被害等区分		判定基準
その他	下水道	災害により汚水排除が不可能となった戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り災世帯	災害により全壊（全焼）、半壊（半焼）及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。	
り災者	り災世帯の構成員とする。	
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。	
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋りょう、港湾、漁港、下水道及び空港整備法（昭和31年法律第80号）による国庫負担の対象となる空港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	
備考	備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。	

## 2. 被害状況の報告

災害が発生した場合は、速やかに当該被害についての災害に関する情報、被害状況及び応急処置が次の各号に該当したとき、県知事（担当・消防防災課）及び県の出先機関あてに速報・報告するものとする。

- (1) 被害救助法の適用基準に合致するとき。
- (2) 町が災害対策本部を設置したとき。
- (3) 災害が2市町以上にまたがるもので、1の市町における被害は軽微であっても、全県的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているとき。
- (4) 災害による被害に対して国または県の特別の財政援助を要するとき。
- (5) 災害による被害が当初軽微であっても、今後(1)～(4)の要件に該当する災害に発展するおそれがあるとき。
- (6) 地震が発生し、震度4以上のゆれを感じたとき。
- (7) 人的被害または住家被害のあったとき。
- (8) その他、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるとき、または県からの報告の要請があったとき。

## 3. 石川県指定被害報告速報様式

ア 人的被害（死者、行方不明者、負傷者）

（ 月 日 時 分報告）

市町名	発生日時	発生場所	原因	被害の種類	負傷の程度	被害者					備考 (処置)
						住所	氏名	性別	年令	職業	

イ 住家被害（全壊、全焼、半壊、半焼、一部破損、床上浸水、床下浸水）

（ 月 日 時 分報告）

市町名	発生日時	発生場所	原因	棟数	被害の種類	対策又は状況	世帯主				世帯人員	被害額 千円	備考 (処置)
							住所	氏名	年令	職業			

ウ 非住家（公共建物・その他）

（ 月 日 時 分報告）

市町名	発生日時	発生場所	施設名又は所有者名	種類	原因	棟数	被害の程度	対策又は状況	被害額 (千円)	備考

エ 田（水稻）・畑

（ 月 日 時 分報告）

市町名	地区	種別	流失 (ha)	埋没 (ha)	冠水 (ha)	浸水 (ha)	倒伏 (ha)	その他	作物 被害額 (千円)	備考

オ 文教施設・病院・社会福祉施設・清掃施設

（ 月 日 時 分報告）

市町名	発生日時	場所	施設名	原因	被害の程度	対策又は状況	被害額 (千円)	公立 別 私立	備考

## カ 道路・橋りょう

( 月 日 時 分報告)

市町名	路線及び橋りょう名	場所	種別	被害の内容	発生日時	被害額(千円)	通行止等の規制	迂回路		復旧見込	備考
								有無	路線名		

## キ 河川・海岸・湾港・砂防

( 月 日 時 分報告)

市町名	河川名等	位置	種別	被害の内容	発生日時	被害額(千円)	復旧見込	備考

## ク 水道

( 月 日 時 分報告)

市町名	水道事業名	断水地域	発生日時	断水状況		被害の状況						被害額(千円)	応急対策	復旧計画	備考	
				戸数(戸)	人口(人)	取水施設	導水施設	浄水施設	送水施設	配水施設	給水施設					

## ケ 下水道

( 月 日 時 分報告)

市町名	下水道事業名(公共、特環、流域)	被災位置	種別(管渠、処理場等)	被害の内容	下水処理不能		被害額(千円)	応急対策	復旧見込時期	備考
					戸数	人口				
					戸	人				

## コ 崖くずれ・地すべり・土石流

( 月 日 時 分報告)

市町名	発生日時	発生場所	規模	被害の内容	対策	種類	被害額(千円)	備考

## サ 鉄道

( 月 日 時 分報告)

市町名	発生日時	路線名	区 間	場所	被害状況	規則等	復旧見込	備考

## シ 電話

( 月 日 時 分報告)

市町名	発生日時	不通区間 又は地域	不通 戸数	原 因	被害状況	不 通 回線数	復旧見込	備 考

## ス 電気・ガス

( 月 日 時 分報告)

市町名	発生日時	原因	停電又は 供給不能地域	戸数	被害の程度	復旧見込	対 策	備 考

## セ ブロック塀等

( 月 日 時 分報告)

市町名	発生日時	発生 場所	所有者・管理者氏名	箇所数	被害の程度	被害額 (千円)	備 考

## ソ 火災

( 月 日 時 分報告)

市町 名	発生日時	発生場所	施設名	所有者又は 管理者氏名	種別	火災の状況	被害額 (千円)	備 考

## タ 避難指示

( 月 日 時 分報告)

市町名	指示 日時	避難場所		世帯主				世帯 人員	避難の 理由	備 考
		住所	場所・施設名	住所	氏名	年令	職業			

## チ その他(農林水産業施設等)

( 月 日 時 分報告)

市町名	地区	農 地		○ ○		○ ○		備 考
		面 積	被害額 (千円)	面積又は 箇所	被害額 (千円)			

## 災害（事故）緊急報告書（第 報）

		報告日時	年 月 日 午前・午後 時 分
報告事項		報告者	所 属
			職・氏名
			TEL
発生日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分頃		
発生場所			
災害（事故）概要・対応状況等			
報告先：危機対策課		受信者	危機対策課：

TEL. 076-225-1482  
FAX. 176-225-1484



4. 石川県指定災害中間・確定報告書式

市町名				区 分		被 害		
災害名				田	流失・埋没	ha		
					冠 水	ha		
報告番号		第 ( 報 月 日 時 現在)			畑	流失・埋没	ha	
						冠 水	ha	
報告者名				学 校		箇所		
区 分		被 害		そ の 他	病 院		箇所	
人的被害	死 者	人			道 路		箇所	
	うち災害関連死者	人			橋 り よ う		箇所	
	行方不明者	人			河 川		箇所	
	負傷者	重 症	人		海 岸		箇所	
軽 傷		人			港 湾		箇所	
住 家 被 害	全 壊 (全 焼)	棟			砂 防		箇所	
		世帯			清 掃 施 設		箇所	
		人			崖 く ず れ		箇所	
	半 壊 (半 焼)	棟			鉄 道 不 通		箇所	
		世帯			被 害 船 舶		隻	
		人			水 道 戸			
	一 部 破 損	棟		下 水 道		箇所		
		世帯		電 話		回線		
		人		電 気 戸				
	床 上 浸 水	棟		ガ ス 戸				
		世帯		ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所		
		人		り 災 世 帯 数		世帯		
床 下 浸 水	棟		り 災 者 数		人			
	世帯		火 災 発 生		棟			
	人		建 物		棟			
非住家	公 共 建 物	棟		危 険 物		棟		
	そ の 他	棟		そ の 他		棟		

区 分		被 害		災害対策本部等の設置状況	都道府県			
公立文教施設	千円							
農林水産施設	千円							
公共土木施設	千円							
その他の公共施設	千円							
小 計	千円							
公共施設被害市町村	団体							
そ の 他	農産被害	千円		災害救助法適用市町村名	市 町 村			
	林物被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
計	団体							
そ の 他	千円			消防職員出動延人数	人			
被 害 総 額	千円			消防団員出動延人数	人			
備 考	災害発生場所							
	災害発生年月日							
	災害の種類概況							
	応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況							

※被害額は省略することが出来るものとする。



## 6. 公用令書形式

従事第 号	公 用 令 書	住所 氏名	年 月 日	処分権者	印	
<p>災害対策基本法第71条 の規定に基づき、次のとおり 従事 協力を命ずる。          災害救助法第24条</p>						
従事すべき業務						
従事すべき場所						
従事すべき期間						
従事すべき日時						
出頭すべき場所						
備考						













13. 水防実施状況報告書形式

県	管理団体名	指定	非指定	報告年月日																
				年	月	日	手当て	人件費	物件費	計										
1	出水の状況	川	警戒水位 m	出水位 m	雨量 cm	左	支派川	右	地先	川	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	水防実施箇所																			
3	日時	自	月	日	時	分	至	月	日	時	分									
4	出動人員概要	消防団員	名	その他	名	計	名													
5	水防作業の概況及び方法	工法	箇所															川		
6	水防の結果	堤防	m	田	町	畑	戸	家	戸	鉄道	m	道路	m	人口	人	その他				
		破堤等のあった場合その原因																		
被害	水防活動に関する自己批判																			

















## 22. 防疫活動状況報告書

防疫活動実施場所	
防疫活動実施者名	
活動前の現場状況	
清掃及び消毒方法	
実施後の現場状況	
備 考	

















## 31. 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

令和7年7月1日現在

番号	救助の種類	対象	費用の限度額	期 間	備 考
1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり360円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない者	1 規模 地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額1戸当たり 7,089,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸あたり7,089,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 給与期間 最高2年以内 5 賃貸型応急住宅の場合は、石川県が定める「賃貸型応急住宅に係る事務処理要領」に基づき、適切に供与を行う。
3	炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,390円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

番号	救助の種類	対象	費用の限度額	期 間	備 考								
5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること								
						区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
						全壊 全焼 全流失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
							冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
						半壊 半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800		3,900						
6	医療	医療の途を失った者（応急的措置）	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上								
7	助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上								
8	被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上								
9	福祉サービスの提供	災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	1 福祉避難所の設置消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費の実費 2 福祉避難所の設置以外消耗品材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費の実費	災害発生の日から7日以内									

番号	救助の種類	対象	費用の限度額	期 間	備 考
10	被災した住宅の応急修理 (住家の被害の拡大を防止するため の緊急修理)	住宅が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う修理 1世帯当たり 53,900円以内	災害発生の日から10日以内	
11	被災した住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理)	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内	災害発生の日から3か月以内 (国の災害対策本部が設置された災害において6ヶ月以内に完了)	
12	学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,500円 中学校生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円	災害発生の日から(教科書)1か月以内 (文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
13	埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 232,200円以内 小人(12歳未満) 185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
14	死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
15	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	1 洗浄、消毒等 1体当たり 3,700円以内 2 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,900円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害の発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

番号	救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
16	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均  143,900円以内	災害発生の日から10日以内	
17	輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額

<p>救助の事務を行うのに必要な経費</p>	<p>1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費</p>	<p>救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4</p>	<p>救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内</p>	<p>災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。</p>
------------------------	--	---	---	---------------------------------

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。